

幸田町

スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する提案書 (規制緩和に関する資料を含む)

令和3年5月7日

目次	頁
幸田町スーパーシティ「The Well City 幸田」基本方針概要	2
1. 幸田から中部、日本、世界へと広がるWell Cityの輪	3
2. 「The Well City 幸田」のコンセプト	4
3. 「The Well City 幸田」のゾーニングイメージ	5
4. 「The Well City 幸田」のイメージパース	6
5. 「The Well City 幸田」の先般的サービス	7
6. 「The Well City 幸田」のデータ連携基盤構成図	8
7. 「The Well City 幸田」におけるデータ連携基盤の活用	9
8. 「The Well City 幸田」の推進体制	10
9. 幸田町三ヶ根エリアにおける地域一体でのまちづくり	11
幸田町スーパーシティにおける主な規制緩和要望	12
1. 防災のための市街地整備における人口密度基準の規制緩和について	13
2. 防災面を考慮した都市公園内への宿泊施設整備を解禁する規制緩和について	14
3. 自動運転レベル4のサービス実装に向けた規制緩和について	15
4. オンライン医療および服薬指導を解禁する規制緩和について	16

幸田町スーパーシティ「The Well City 幸田」基本方針概要

幸田町スーパーシティ構想“The Well City 幸田”は、防災をメインテーマに、「幸せの田畑を培い・育むハッピーフィールド／安全・安心な緑住文化都市」を構築する。防災については、迫りくる南海トラフ等の巨大地震をはじめとして、あらゆる災害に対応すべく、最先端の技術やサービスを活用し、防災コミュニティの構築等、**地域主体の防災・減災の仕組みづくり**を行う。また、防災のみならず、地域の高齢化やコロナ禍への対応等の諸課題に対しても、農業や医療、モビリティといった分野でソリューションを提供しつつ、**災害時・平常時の「デュアル・モード」で住民の幸せを実現**していく。

当スーパーシティ構築を通じて、産官学民の連携、周辺自治体との広域連携による防災でのまちづくりの在り方とともに、高齢化が進み、耕作放棄地となっているエリアの活性化手法を示し、産業集積地ならではの**コレクティブ・インパクトによる新たな防災産業の創出**のモデルをつくっていく。

※ なお、スーパーシティの構築にあたっては、第5次社会資本整備重点計画や第5期科学技術基本計画等、国における諸計画も踏まえ実効性のあるものにしていく。

新たな地方創生のモデルとなる世界に誇る郊外型のスーパーシティを構築

住民ニーズ・地域課題の認識

- 住民の高齢化・耕作放棄地の増加により、**防災・農業・医療・地域交通の充実等を含む、まちの再開発**を望む声大きい。
 - 当地域は、三河地震でできた深溝断層を抱えており、防災に対する意識は高く、住民からは、多発する自然災害や新型コロナウィルス感染症等を踏まえ、『大規模災害とパンデミックの複合災害』への備えが求められている。
 - また、隣接する海沿い自治体からは震災時の津波・台風の際の風水害・高潮等に備えた避難エリアの整備が求められている。
 - さらに、自動車産業等、周辺企業からはBCPの側面から、災害時の交通・物流の確保等、あらゆる災害に対応できるバックヤードが求められている。
- ※ 一方、耕作放棄地の開発にあたっては、**土地利用規制が障害**となっている。

「The Well City 幸田」基本方針

- ・防災・減災・防疫により
いつまでも安心して暮らせるまち
- ・農業を活用した多世代がいきいきと
交流するまち
- ・自動車産業が集積するものづくり
日本一、三河地域ならではのまち

デュアルモードでの 防災

・災害時・平常時の両面を支える
コミュニティの構築
新・旧の住民交流

農・工・医連携

・スマート農業・遠隔医療
・半農半サラ・ワーケーション等
耕作放棄地の活用

モビリティブレンド

・交通弱者の救済
・利用者や用途に応じた
新たな移動手段の提供

サステナブルを実現する幸田町スーパーシティの最先端サービス

連携企業等の最新技術を用いて、平常時&災害時のデュアルモードでの暮らしの安心・安全を実現（オールハザード・アプローチ）

幸田スーパーレジリエントパーク（防災公園等）& エリアマネジメント
平常時：買物やスポーツ、ワーケーション・グランピング・防災教育・訓練
災害時：避難所・応急仮設住宅建設

防災
コミュニティ

住宅
エネルギー

幸田レジリエント&カーボンフリー住宅& Fail Safeインフラ
平常時：エネルギー自立型住宅建設・高台移転による事前復興
災害時：エネルギーの自給自足・V2Hを活用したEVからの放電

幸田スマートアグリ

平常時：地域特産のスマート農業と6次産業化、半農半X
災害時：備蓄された食の供給・炊き出し

農業

世界に誇る
サステナブルな
スーパーシティ

医療
福祉

幸田ヘルスケアネットワークサービス

平常時：大学病院・薬局と連携した遠隔医療やまちかど保健室
災害時：迅速・的確なトリアージ、病院搬送等の救済

幸田モビリティサービス

平常時：オンデマンドバスや小型モビリティの自動運転
災害時：トイレトレーラー・キッチントレーラー・浴室トレーラーの派遣

交通

物流

幸田防災物流サービス

平常時：防災備蓄倉庫・ドローン宅配・ロボット活用
災害時：周辺地域への物流のハブ
※ 宅配用トラック（EV・FCV）の物流拠点、EV・水素ステーションあり。

データ連携基盤：都市OSが平常時・災害時の両面で暮らしをサポート

平常時：個人データを連携させることで、次世代型の医療・交通サービスや、地域コミュニティ内での見守り、災害に強い人づくりを実現

災害時：個人データ（健康状態、位置、安否等）やインフラデータ（道路状況等）がまとめて可視化・共有されることで、スムーズな人的、物的サポートを実現
「情報銀行」の仕組みを活用し、個人情報をもとに同意に基づき運用。住民目線の防災DXを実現。

1. 幸田から中部、日本、世界へと広がるWell Cityの輪

南海トラフ地震の発生を視野に入れた地域主体の3つの防災拠点構想が三位一体でスタート。
防災をテーマとした新たなまちづくりのひな型を日本全体、そして世界にひろげていく。

3つの防災拠点構想の検討が始動

■スーパーシティ「The Well City 幸田」

自動車産業等、モノづくり産業の集積地である西三河・幸田町におけるスーパーシティ構想
高台移転による事前復興等、あらゆる災害に対応するための「社会的備蓄」の考え方を取り入れる

■三の丸

官庁街・三の丸の大改造と防災司令塔構想（首都被災時の代替都市構想／三の丸ルネサンスにて検討）

■名古屋空港隣接地

愛知県・名古屋市の消防学校の統合を視野に、空港を活用したロジの防災拠点構想



■中部経済連合会・名古屋商工会議所 共同宣言

「東京一極集中の是正に向けた地域の機能強化と魅力向上に関する提言」
地域版内閣府の設立の必要性を訴求

ロジ拠点

名古屋空港隣接地

愛知県・名古屋市の消防学校の統合
空港を活用したロジの防災拠点

司令塔

三の丸

（名古屋城に隣接する官庁街）
巨大災害発生時の中部圏の司令塔
首都被災時の代替機能

JR三ヶ根駅

幸田町深溝
海谷地区

蒲都市

防災・減災・免災
スーパーシティ
幸田町
(The Well City 幸田)

事前復興
(社会的備蓄)

幸田町でも新たな防災活動が始動

■「西三河防災減災連携研究会※1」および「本音の会※2」

※1:幸田町+周辺9市の9市1町と名古屋大学、トヨタ自動車・中部電力・東邦ガス等が連携。

※2:行政機関や企業等、百を超える組織が月に一度集まり、防災について本音で語り合う会。

■安全テラスセンター24

「災害に強い人づくり」を目指し、大規模災害から24時間まちの安全安心を見守る体制を構築。
ご近所同士の助け合いの醸成を含め、幸田町独自の防災活動が始動。

■オンラインツアー「災(さい)とSeeing」

災害を今に伝える場所を巡るダークツーリズム。深溝断層等、三河地震の震災遺構を残すエリア
だからこその災(さい)とSeeingをクラウドファンディングを活用し開催。

■防災をテーマとした地域発のドラマや商品づくり

幸田町独自の消防団PRドラマ。主演に女優・モデルの越智ゆらのさんを起用し、子供にも防災に
関心をもってもらえる地域発のドラマを制作・放映。

■全国初の公道でのレベル4自動運転実験（2017年12月14日実施）

自動車産業をはじめ日本のモノづくり産業の1割が集積するこのエリアならではの新たなモビリティ
サービスを全国に先駆けて実装していく。



幸田から愛知県、愛知県から全国、
全国から世界へと！

東海
ブロック

2. 「The Well City 幸田」のコンセプト

grand concept

we' l l b e w e l l

地方創生の新スタンダードを実現する“ビッグ・

テラス”

防災・減災・免災スーパーシティ・・・幸せの田畑を培い・育むハッピーフィールド・安全・安心な緑住文化都市

1 We' ll : we will の短縮形。未来へ向かう姿を示す。 2 Well : 健康な、申し分ない、調子の良い 3 Well : 井戸

古来より井戸の周りには水を汲みに人が集まります。人に水が欠かせないように、都市の形成にも、井戸端会議のように懐かしいコミュニティが不可欠。

日本のものづくりを支える三河の暮らしの安心・安全を、災害時と平常時の両面からオールハザードアプローチで支え、新・旧の住民をなめらかにつなぐコミュニティとデータ連携により、まちの愛と幸せを汲み上げていく。



3. 「The Well City 幸田」のゾーニングイメージ

既存エリアと新規エリアが なめらかにつながる「The Well City 幸田」ゾーニングイメージ



緑豊かな防災公園は、グランピングやマルシェを楽しめる施設も。楽しみながら防災を学べる仕掛けも。



防災公園に「コンテナ式応急仮設住宅」を建設
新たに「社会的備蓄」の概念を取り入れる



既存集落の狭隘な道を自動運転で走る
小型のパーソナルモビリティやオンデマンドバス

幸田スーパーシティ・エリアマネジメントサービス

災害に強い持続可能なまちづくり

災害に強いひとづくり・なめらかなつながりを実践。まちのデータを常時更新しながら、最新の防災システムとエリアマネジメントにより、持続可能な暮らしを、明るく・おしゃれに・楽しみながら、「誰一人取り残さない あらゆる災害に対応するまち」を住民とともにつくりあげていく。

幸田レジリエント&カーボンフリー住宅

エネルギーの地産地消

エネルギーの自立型の防災・減災住宅を構築。太陽光の余剰電力はEVに貯めたり、防災モールへのシェア等、まち全体のエネルギーバランスをみながら、最適エネルギーマネジメントによりエネルギーの地産地消を図る。

幸田スマートアグリ

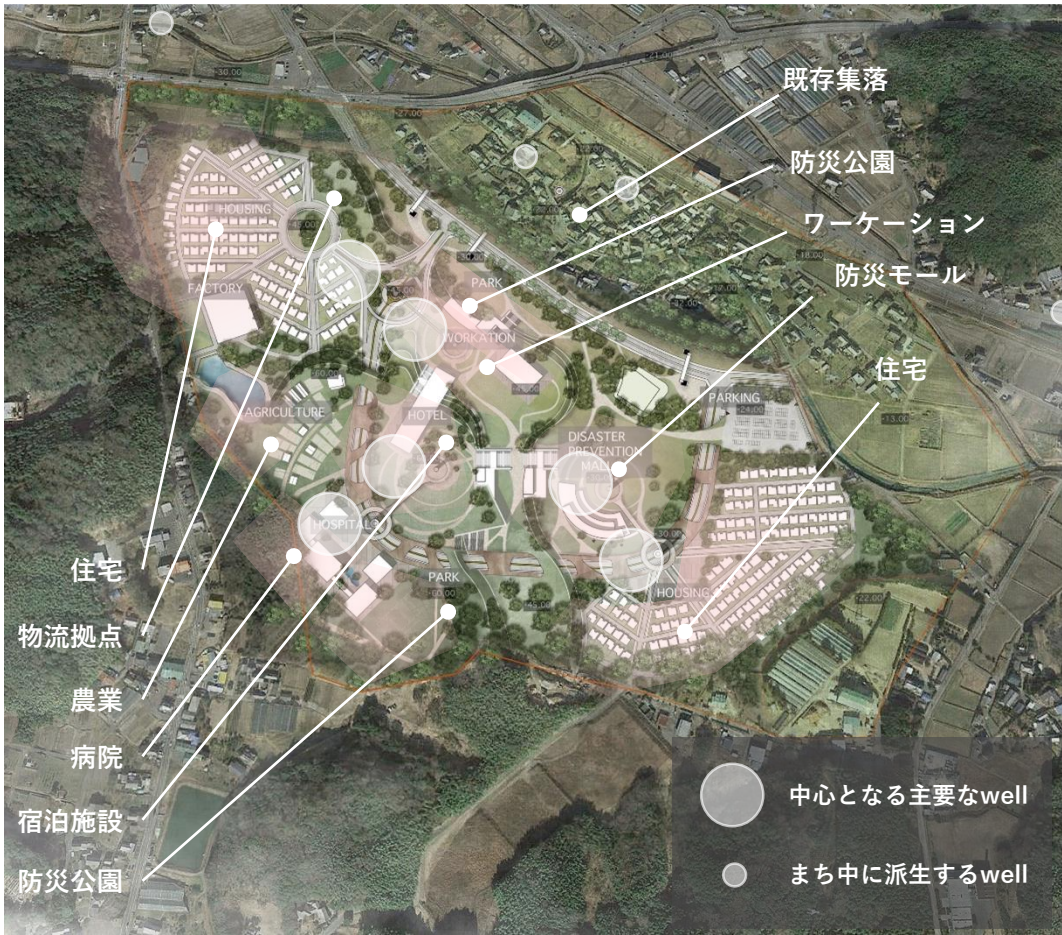
地元に根差した次世代型農業

ITを活用した高付加価値次世代農業&農業・福祉連携。スマート農業による食の地産地消。地元の特産品の加工販売、地元の方との農業の交流、農カフェ等の6次産業の実践。災害時に備えた食の備蓄も。

幸田ヘルスケアネットワークサービス

医療連携による健康のサポート

多世代の健康サポート。まちかど保健室での遠隔医療や医薬品の備蓄・販売等を実施。大学病院と連携した迅速・的確なトリアージも検討・実施。



幸田スーパーレジリエントパーク

平常時・災害時の暮らしを支える 防災公園・防災モール

世界に誇る最先端の防災公園・防災モール等を構築。緑豊かな防災公園・防災モールは、住民の健康づくりや買物、グランピング等、里山を楽しみつつ、防災訓練の場にも。災害時に隣接する海沿いの自治体からも避難できるよう、応急仮設コンテナ住宅を平常時から設置し、コロナ禍をうけたワーケーションに活用する等、「社会的備蓄」の考え方を取り入れる。災害時は、ボランティアの宿泊、周辺企業の従業員が帰宅困難の際にも宿泊可能。モノづくりや食の流通を支える。異業種連携で防災ネットワークを育む。

幸田Fail Safeインフラ

強靱な社会インフラ

多重化された強靱な社会インフラ、ライフラインを構築。

幸田モビリティサービス

最先端の都市交通網を整備

まち丸ごとバリアフリー。人・まち・地球を大切にする最先端の都市交通を実現。既存エリアには、三ヶ根駅や新規開発のまちを結ぶ自動運転のモビリティターミナルを設置。古民家再生と地元材を活用し、まちの景観を維持・再生。

幸田防災物流サービス

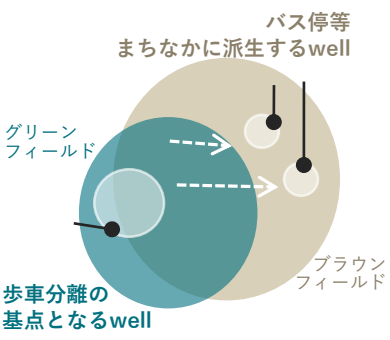
未来の物流拠点を構築

レジリエント&カーボンゼロの未来の物流拠点の構築。防災備蓄倉庫やドローン発着場も具備



新規エリアは歩車分離・既存エリアは歩車混交 その基点となる「Well」を中心としたまちの構成

エリア内に設置した複数の「Well」は動線の基点となり、一般車道から人を汲み上げる、モビリティターミナルとしての役割を担う。地元の建材である三河材を構造部に用いることで、景観と調和した新しいまちのアイコンを生み出す。



「Well」を共通のアイコンとし 新規・既存両エリアをなめらかにつなぐ

耕作放棄地の多いブラウンフィールドエリアと、既存集落の位置するグリーンフィールドエリアを、「Well」を共通のアイコンとして配置することで一体的なつながりを創出。既存集落の「well」はバス停としての機能を持ち、さらにそれらをモビリティで結びながらスーパーシティエリアの外へと派生させていく。

4. 「The Well City 幸田」のイメージパース



The Well City 幸田



5. 「The Well City 幸田」の先端的サービス

防災・エネルギー・住宅

幸田スーパーシティ・エリアマネジメントサービス ～災害に強いひとづくり・なめらかなつながりの構築～

- 幸田町安全テラス24の取り組み、西三河防災・減災連携研究会などの広域連携の活動と連動し、防災コミュニティの構築や「防災サポーター」の育成を図る。
- エリアマネジメント組織を設立し、「まちアプリ※」なども活用し、対話を継続しながら、まちを住民目線でアップデート。
※防災情報の他、自治体・学校からの連絡、まちのイベント情報、不審者情報、感染症情報、オンデマンドバスや自動運転車両の呼び出し、医療・介護の予約等。

幸田スーパーレジリエントパーク ～世界に誇る最先端の防災モール・防災公園の構築～

- 防災モール・防災公園と防災DXで、防災のハードとソフトの迅速な統合運用を実現。産官学民のコレクティブインパクトを通じて、世界に誇る防災システムを構築。
- 防災モール内にバーチャル防災・減災館を設け、VRを活用した防災教育や防災訓練を実施。
- 防災公園に「コンテナ式応急仮設住宅」を活用し、高台移転による事前復興を実現。防災公園では、平常時より健康増進とともに避難路確認や炊き出し訓練を実施。

幸田レジリエント&カーボンフリーなまち ～エネルギー自立型の免災・減災住宅の構築／カーボンフリーと、 “災害時にもエネルギーの途切れないまち”の実現～

- 太陽光発電や蓄電池・EV等を活用したエネルギー自立型の免災住宅やV2ZEHの減災住宅。P2P取引による再エネのシェアや空間移動できる未来型住宅。
- 災害時は電動車（EV・PHV）を活用し、コミュニティセンターや近隣の停電地域の重要拠点への給電も実施。
- 各戸の太陽光発電設備、蓄電池、EV等の「リソースアグリゲーション」、HEMSを活用したまちのデマンドレスポンスによるCO2排出量削減、カーボンニュートラルを実現。

幸田 Fail Safe インフラ ～強靱なライフラインの構築～

- 社会インフラの強靱化・多重化（電線の地中化、復旧ルートの事前確保、停電対応型ガスコージェネ、溶接鋼管・ポリエチレン管によるガス供給、LPWA等）
- ドローンによる共同設備巡視とデジタルツインによる災害状況の可視化、スマートメーターを活用した防災計画の策定 等

幸田スマートアグリ ～ITを活用した高付加価値次世代農業および農業・福祉連携の実践～

- 筆柿やイチゴ等の地元産品を活用したスマート農業と6次産業化により地域農業の活性化を図るとともに、災害時に備えた加工品の備蓄を行う。
- 災害時には備蓄倉庫から一時的な食糧供給を行う。施設から排出されるCO2を栽培に利用した施設園芸に活用。
- コロナ禍を踏まえ、地元企業と協力し、ワーケーションや半農半Xの実践の場にしていく。

幸田ヘルスケアネットワークサービス ～DX・産官学連携による多世代の健康サポート～

- 大学病院やドラッグストア等が連携した災害時の迅速・的確なトリアージとドローン救急車による搬送。
- 平常時におけるAI医療・健康相談およびオンライン服薬指導、災害時におけるモバイルファーマシーを活用した医薬品供給や電力データを活用した家ナカ見守り
- 平常時の健康相談から災害時の応急診断の拠点となる「まちなか保健室」の設置。

幸田モビリティサービス ～まち丸ごとバリアフリー 人・まち・地球を大切にする最先端の都市交通の実現～

- 高齢者、子ども等自家用車を持たない地域住民のための公共交通をオンデマンド、自動運転で実施。
- チョイスコ幸田のスーパーシティへの延伸・乗入れ、小型パーソナルモビリティ、送迎バスのシェア、鉄道等の既存交通業者とのMaaS連携。
- 電気自動車の蓄電・放電機能を発揮することで、移動のみならず、防災、環境エネルギー、医療・介護等にも資する取り組みとする。

幸田防災物流サービス ～レジリエント&ゼロカーボンの未来の物流拠点の構築～

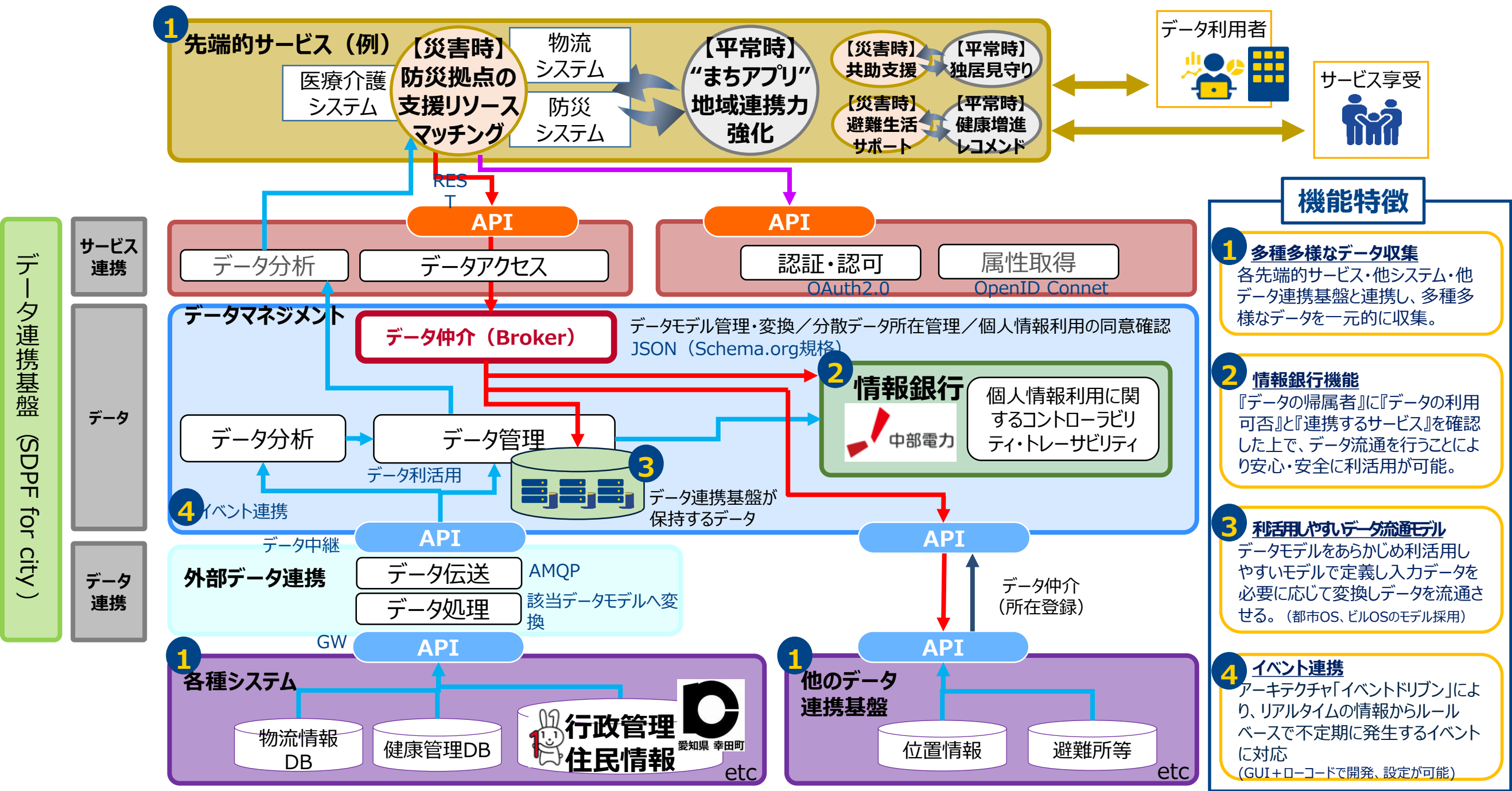
- 宅配用EVやEV・水素トラックのハブとなる物流拠点を構築。
- EV・水素ステーション、防災備蓄倉の他、ドローンを含むヘリポートを備え、ドローンを活用した宅配、自動運転車両や無人配達ロボットでの自動配送も実施。

農業・医療

移動・物流

都市OS（平常時・災害時の両面で暮らしをサポート）
防災をテーマとした新たなまちづくりのひな型を構築

6. 「The Well City 幸田」のデータ連携基盤構成図



7. 「The Well City 幸田」におけるデータ連携基盤の活用

行政管理情報（マイナンバー）も含む分野間のデータ連携により、平常時と災害時のデュアルモードでサービス提供（日常利用するサービスが災害時にも有用なサービスとして提供）

	平常時のサービス	災害時のサービス
① “まちアプリ”の利用による地域内連携力の強化（データ：防災×医療介護×物流）	マイナンバー連携想定	
	(1)地域情報の配信 - 自治体や学校連絡、防災・防犯情報、子育て情報等イベント情報配信 (2)地域内のサービス利用予約 - オンデマンドモビリティ、まちの保健室診療や店舗の利用予約 (3)地域内ポイントの活用 - 地域内での決済利用やイベント優先参加権の獲得可能な”地域ポイント”が、防災訓練・ボランティア参加、アプリ利用等で貯まる	(1)住民の安否確認 - まちアプリによる安否確認 (2)円滑な人的・物的支援のサポート - 避難所毎での必要リソース（人・モノ）情報の受発信 - 物資配布に関する通知 - 自治体等からの情報配信による「デマの流布」抑止
② 幸田町で実践する*スモールコミュニティでの共助支援（データ：防災×医療介護）	マイナンバー連携想定	
	(1)独居者の見守り活用 - 異常検知時（冷蔵庫長期末開閉など）に家族やコミュニティ内へアラーム通知 (2)防災訓練での活用 - コミュニティ単位での防災訓練時に安否確認や要避難補助者情報を活用	(1)迅速な相互支援の実現 - 要避難補助者の位置情報や安否確認未入力情報をコミュニティ内で共有 - コミュニティ内の情報伝達機能により円滑な共助をサポート
③ 住民の健康増進・維持のサポート ※非常時は避難者を含む（データ：防災×医療介護×物流）	マイナンバー連携想定	
	(1)健康増進のための運動プログラムレコメンド - 自治体や医療機関等の健康管理データをもとに運動プログラムをレコメンド (2)災害へ備えた要補助者情報の整備 - 災害へ備えた服薬情報、必要な医療サポート情報の投入及び管理	(1)避難生活での健康維持・管理サポート ※周辺からの避難者情報も追加 - 避難生活者の健康管理情報や服薬情報などから、必要な医療関係者救援や物的支援を実現 (2)住民の自力避難率の向上 - 平常時での健康増進・維持による自力避難率の向上を図る
④ 社会インフラや交通情報のデジタルツイン利用による”まち機能”の強靱化（データ：防災×エネルギー×通信×交通）		
	(1)社会インフラ情報や交通情報等の共用化 - 自治体や事業会社のインフラ設備状況をドローン、車両等で取得し共用 - まち情報のデジタルツイン化により、自動運転車の最適運行に活用	(1)リアルタイムデータ反映による社会インフラの早期復旧サポート - ドローンや特殊車両による撮影データのデジタルツインへのリアルタイム反映 - 平常時デジタルツインとの比較分析などでの復旧プラン策定支援

* 幸田町では、現在「隣近所 5 軒の助け合い」を実践中。今回のフィールド内では、デジタル活用で15世帯程度までの拡張を想定。

8. 「The Well City 幸田」の推進体制

産官学民の連携・自治体の広域連携により、新たな価値を創出し、日本社会の未来を拓く
自動車産業等、日本のモノづくりの中心地・産業集積地ならではのコレクティブ・インパクトで地方創生の新スタンダードとなるビッグ・テラスを構築



幸田町長
成瀬 敦



アーキテクト統括
幸田町スタートアップ研究所
所長 近藤 学

アーキテクト支援



幸田町では、防災の第一線の研究者を交え、幸田町安全テラスセンターの構築等、独自の取り組みに注力。

デザインアーキテクト DRAFT Inc. 代表 山下 泰樹

情報系アーキテクト 中部電力

事業創造本部 部長／
日本 I T 団体連盟
情報銀行推進委員会事務局長

黒木 信彦

NTTコミュニケーションズ

ビジネスソリューション本部
西日本営業本部
アーバニゲーズ推進 P T P T 長

脇野 直樹

トーテックアメニティ

公共医療システム事業部
公共中部営業部 担当部長

鈴木 崇全

**防災・減災
企画アーキテクト**

幸田町安全テラスセンター24 アドバイザー
名古屋大学 減災連携研究センター 教授 福和 伸夫

2012年 名古屋大学教授（減災連携研究センター）
2017年 産官学の結集による地域強靱化推進拠点
「あいち・なごや強靱化共創センター」センター長
2019年 防災功労者内閣総理大臣表彰
2020年 中部防災推進ネットワーク・会長

跡見学園女子大学

教授 鍵屋 一

(株)危機管理研究所

代表 国崎 信江

(株)時事通信社 解説委員

中川 和之



※1:幸田町を含む西三河10市町および名古屋大学・トヨタ自動車・中部電力・東邦ガス等で構成

※2:行政機関や企業等、百を超える組織が月に一度、防災について本音で語り合う会。

中部エリアでは、西三河防災減災連携研究会等防災について、本気・本音で語り合えるリアルな場と産官学民の連携が構築されている。

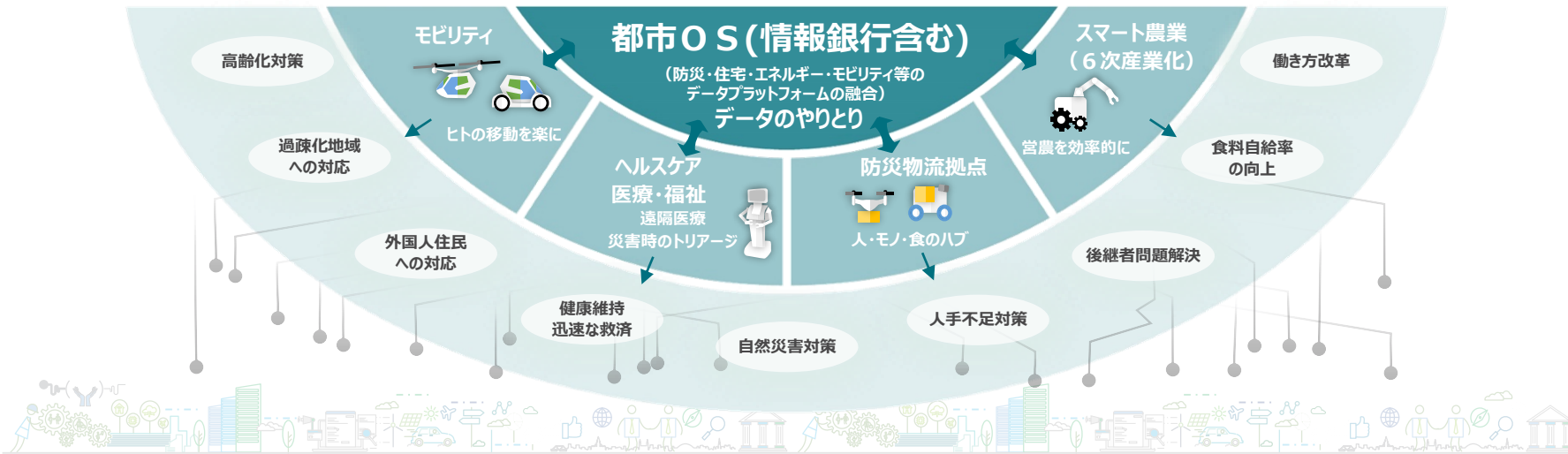
西三河防災減災連携研究会※1

本音の会※2

中部防災推進ネットワーク

あいち・なごや強靱化共創センター

南海トラフ地震対策中部圏戦略会議



デジタル・ツインにより、まちの情報を常に更新し、平常時・災害時の暮らしの安心をサポート

9. 幸田町三ヶ根エリアにおける地域一体でのまちづくり

幸田町三ヶ根エリアで防災をテーマとした新たなまちの物語がスタート

楽しみながら防災意識を醸成



防災ドラマや消防カレー等

平常時&災害時
デュアルモードで活用できるまちを検討



平常時も災害時もデュアルモードで活用できるコンテナ住宅
ふるさと納税を活用した事前の「住宅備蓄」の検討

広域での産官学連携による
防災・減災活動



西三河防災減災連携研究会
周辺自治体と名古屋大学・トヨタ自動車・中部電力・東邦ガス等、
産官学が連携し、巨大地図を活用した防災訓練を実施

農・工・医の連携を促進



藤田医科大学との連携



スマート農業と6次産業化



幸田町安全テラスセンター24本格始動



幸田町スタートアップ研究所
Kota Startup Institute
Since 2020.4
筆柿生産日本一
里山の資源を活かしたまちづくり

日本初の自動運転レベル4公道実証
新たなモビリティサービスも開始



幸田町スーパーシティにおける主な規制緩和要望

1. 防災のための市街地整備における人口密度基準の規制緩和について

○具体的な法令・条文箇所

都市計画法施行令（第8条・1項）【都市計画基準】

既に市街地を形成している区域として市街化区域に定める土地の区域は、相当の人口及び人口密度を有する市街地その他の既成市街地として国土交通省令で定めるもの並びにこれに接続して現に市街化しつつある土地の区域とすること。

第11版 都市計画運用指針（24～25ページ）【市街化区域の規模】

住宅用地の人口密度については、土地の高度利用を図るべき区域にあつては、1ha当たり100人以上、その他の区域にあつては1ha当たり80人以上を目標とし、土地利用密度の低い地域であっても1ha当たり60人以上とすることを基本とすることが望ましい。

なお、地域の実情に応じ、住宅用地の将来人口密度について、次のように取り扱うことが考えられる。…（略）…

住宅用地全域の将来人口密度は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「規則」という。）に定める既成市街地の人口密度の基準である1ha当たり40人を下回らないこととすべきである。

○規制緩和要望

【その他関連法令】都市計画法第7条、13条、19条、34条、農業振興地域の整備に関する法律第13条、農地法第5条等】

- ◆ 都市計画法第7条に基づく「都市計画法施行令」及び「都市計画運用指針」において規定されている都市の人口密度の基準の緩和を要望する。
（グリーンフィールド部分の開発計画では、25人/ha程度を想定。
（参考：都市計画運用指針の基準は60人/ha（既存集落40人/ha））



○検討の背景（現状の課題）

- ◆ 南海トラフ地震等の大規模災害への対応とコロナ感染症への対応の両立を図る安全・安心のまちづくりが、周辺の住民・企業からも待ち望まれている。
- ◆ 一方、市街化線引きから50年経過した中、都市計画における人口密度基準が障壁となり、迫る危機に対応するため1日でも早く開発すべき防災型都市が着手ができていない状況にある。
- ◆ なお、新規開発エリアは、耕作放棄地（29.3ha）であり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に基づく農用地区域除外5要件から農業振興地域農用地を除外することは不可能。また、農地法第5条に基づく農地転用も市町村の場合には4haを超える農地転用は農地法第9条に基づき大臣許可（地方農政局長）が必要となり、規制緩和されつつも大規模な農地転用は大変難しい状況。『都市計画と農林漁業との調整措置』に基づき調整できるとしても、これらを円滑かつ迅速に行うにしてもかなりの時間を要することとなり危機管理上合わない。
- ◆ そこで、市街化区域編入手続きの調整に時間をかけないようにするため、市街化調整区域内地区計画を10ha以内の規模に分け段階的に進める。まず、防災をテーマとする幸田町スーパーシティ構想として都市計画法第18条の2市町村の都市計画に関する基本方針である幸田町都市計画マスタープランに位置づけることで、将来計画を明確なものとし、スピーディに段階的に行うことで、段階的な開発を行うアジャイル型の市街地形成を図る方針。

2. 防災面を考慮した都市公園内への宿泊施設整備を解禁する規制緩和について

○具体的な法令・条文箇所

都市公園法施行令（第8条・4項）【公園施設に関する制限等】

都市公園に宿泊施設を設ける場合においては、当該都市公園の効用を全うするため特に必要があると認められる場合のほかこれを設けてはならない。

都市公園法（第6条・4項）【都市公園の占用の許可】

都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

○規制緩和要望

- ◆ 「都市公園法施行令」に定める都市公園の「宿泊施設整備規制」の緩和により、スーパーシティ内の防災公園において、発災前から仮設住宅の社会的備蓄を図るという「事前復興」という新たな概念を具現化したい。
（平常時・災害時のデュアルモードでの運用。平常時は宿泊も可能なワーケーション等の施設として利用。災害時は避難施設として活用。）
- ◆ 整備予定施設は防災を目的としており、その占用期間についても、「都市公園法」に定める期間制限を超えた運用を認めて頂きたい。

※ コンテナ式応急仮設住宅は、インフラ等の設備配線や配管が簡易な着脱式ではないものを想定。
建築基準法上第2条第1号に規定する建築物として取り扱うことを想定。

○検討の背景（現状の課題）

- ◆ 近年、自然災害が多発する中、災害発生に伴い良質な応急仮設住宅を設置するには相当な時間を要するため、発災前より応急仮設住宅を公園等に備蓄しておく「社内的備蓄」という新たな防災の在り方が提唱されている。
- ◆ 一方、都市公園における様々な規制緩和がなされているものの、宿泊を伴う常設型の施設の公園内設置は認められておらず、防災公園における常設型のコンテナ式応急仮設住宅の建設が困難な状況。



3. 自動運転レベル4のサービス実装に向けた規制緩和について

○具体的な法令・条文箇所

道路交通法（第85条）【第一種免許】

次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。
…（略）…※第二種免許については、第86条

道路運送法（第13条）【運送引受業務】（関連：旅客自動車運送事業運輸規則 第13条【運輸の引受け及び継続の拒絶】）

一般旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。）は、次の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。
…（略）…

道路法（第30条）【道路の構造の基準】

高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

一 通行する自動車の種類に関する事項 二 幅員 三 建築限界 四 線形 …（略）…

○規制緩和要望

- ◆ 自動運転のレベル4のサービス実装にあたり、現在、交通事業者が有償運行する場合、運転者は第二種免許が必要となっているところを、自動運転レベル4の場合、運転責任はシステムが負うことから、自動運転の遠隔監視者や乗務員については、2種免許不要として頂きたい。
- ◆ また、キャッシュレス決済の導入促進や車内スペース確保のため、キャッシュレス専用車両を視野に入れ、自動運転車両には、住民同意を前提として、キャッシュレス決済以外の乗客を拒否できるようにして頂きたい。

○検討の背景（現状の課題）

- ◆ 幸田町は日本で一番最初に自動運転レベル4の公道実証を実施。自動運転を支える技術を保有する企業群の拠点を抱え、まちの点群データの蓄積も進んでいる。また、オンデマンドバスなどの新たなモビリティサービスもスタートしている。
- ◆ 今後、こうしたモビリティサービスに自動運転をサービス実装していくためには、運営コスト低減が鍵であり、無人化（第二種免許を不要とする等の周辺コストの低減を含む）、キャッシュレス化等が必要。
- ◆ また、既存エリアは、歴史的な農家住宅が立ち並び、農業用倉庫や生垣屋敷林に囲まれており、道路環境は小型農機具が通行するのを前提とした幅員の狭小な湾曲線形道路となっている。高齢者の足を確保するうえでも、道路関連法規制の柔軟な対応とともに、3Dマッピングによる空間把握とセンシング技術を駆使した自動走行システムの導入が必要となっている。



4. オンライン医療および服薬指導を解禁する規制緩和について

○具体的な法令・条文箇所

保険医療機関及び保険医療養担当規則（第2条の4の2）（療養の給付の担当方針）

保険医療機関は、患者に対して、第五条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険医療機関が行う収益業務に係る物品の対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

2 保険医療機関は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

改正薬機法（第9条の3 第1項）（調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等）

薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものを含む。）により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面（当該事項が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下第三十六条の十までにおいて同じ。）に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを含む。）を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。

○規制緩和要望

- ◆ 患者紹介の対価に経済上の利益の提供を得ないことを前提に、薬局が症状に応じた医療機関の紹介・特定の医療機関へ誘導することを可能にし、平常時・災害時の両面において、住民の早期治療を可能とする。
- ◆ また、オンライン服薬指導の対象疾患の幅を広げるとともに、複数の患者が居住する介護施設等へのオンライン服薬指導を解禁することで、平常時からの健康維持・向上と大規模災害とパンデミックの複合災害における迅速なトリアージを実現するための一助とする。

※なお、新型コロナウイルス感染症への対応をうけ、オンライン診療について、0410特別措置期間中に利用が拡大されていった疾患への適応拡大していく。

○検討の背景（現状の課題）

- ◆ 薬局は、経済上の利益の提供による誘引の禁止の観点から、症状に応じた特定の医療機関への受診勧奨を実施することができていない。
- ◆ また、オンライン服薬指導の対象疾患が限定的であり、複数の患者が居住する介護施設等へのオンライン服薬指導も禁止されている。

幸田町

スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する提案書 (規制改革・制度改革等規制緩和に関する追加資料)

幸田町スーパーシティ構想が目指す未来都市像

『The Well City 幸田』

地方創生の新スタンダードを実現する“ビッグテラス”

防災・減災・免災スーパーシティ・・・幸せの田畑を培い・育むハッピーフィールド・安全・安心な緑住文化都市

日本のものづくりを支える三河の暮らしの安心・安全を、災害時と平常時の両面からオールハザードアプローチで支え、新・旧の住民をなめらかにつなぐコミュニティとデータ連携により、まちの愛と幸せを汲み上げていく。

令和3年5月7日

アジャイル型市街地形成への規制緩和

さまざまな事業手法を組み合わせる段階的・アジャイル的に進める防災・減災・免災スーパーシティ
【都市計画法第7条、13条、19条、34条、農業振興地域の整備に関する法律第13条、農地法第5条等】

現状
課題

解決
方策

3大都市圏としての開発需要が高い地区であるのに、開発動向からも見放されてきた。いわば、3大都市圏の中でのエアーポケットとして残された東西三河の隠れたポテンシャルを温存されてきたところ

市街化区域への編入

都市計画法第13条及び施行令8条の都市計画基準により、優良な集团的農地を含めないこと。

優良農地は概ね20haから10haの一段の農地に緩和されたが、20年以上経過し耕作放棄地となってしまうはいるものの、**現行制度では耕作放棄地であっても優良農地**

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に基づく農用地区域除外5要件

農地法第5条に基づく農地転用も市町村の場合には4haを超える農地転用は農地法第9条に基づき大臣許可（地方農政局長）が必要
規制緩和されつつも大規模な農地転用は大変難しい状況にあります。

『都市計画と農林漁業との調整措置』これらを円滑かつ迅速に行うにしてもかなりの時間を要することとなり危機管理上合わない

× 不可

市街化調整区域内地区計画

都市計画法第34条第10号市街化調整区域内地区計画制度

20ha以下の面積しか市街化調整区域内地区計画では認めない。

× 不可

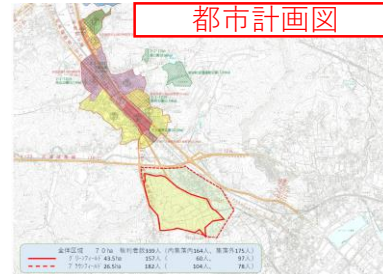
コンパクト＆ネットワーク＋アジャイル型まちづくり

防災・減災・免災
スーパーシティ
のための土地利用
国家戦略規制緩和

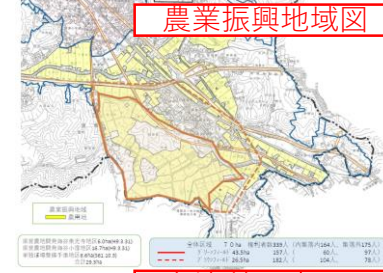
スピーディに段階的に行うことで喫緊の課題対応型として、**2030年を見据えた未来社会を2025年に一部前倒し実現し、段階的に市街地形成を図っていく『コンパクト＆ネットワーク＋アジャイル型都市づくり』を提案**

従来の人口密度論からくる都市計画法第7条を始めとする法規制の緩和において**アジャイル開発を位置づけ**、喫緊の課題である**防災・減災・免災のための省庁横断的連携による大胆かつ革新的な規制緩和を求める**

都市計画図



農業振興地域図



土地利用計画図



市街化線引きから50年経過し、人類初の新型コロナウイルス感染症対策も含めた**防災・減災・免災スーパーシティ**を描くことで、隠れたポテンシャルをスピーディな土地利用転換を図ることで**新たな都市計画の提案**

コロナ禍での土地利用のあり方、都市計画運用指針による60人/ha（既存集落40人/ha）ではなく、**密を避ける土地利用計画を提案**

提案

都市計画法第18条の2都市計画マスタープランに位置づけ

防災・減災・免災をテーマとする幸田町スーパーシティ構想エリア
市街化でもなく市街化調整でもない将来土地利用計画を明確化

段階的な土地利用『アジャイル型』
市街化調整区域内地区計画を10ha以内の規模に分割して実施

平常時および災害時のデュアルモードで暮らしの幸せと安心をみながら耕していくまちを主に以下のゾーンにより構成



①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
土地利用の規制緩和	耕作放棄地におけるアジャイル型の市街地整備	防災モールを中心とする防災・減災・防災スーパーシティの実現	都市計画法による市街地形成の規制 農業振興地域による除外制限	都市計画法 （第7条・第18条の2・第19条3項・第34条10項） 農振調整備法 （第13条） 農地法 （第5条）	人口密度論を前提とする土地利用基準についての特例 大規模耕作放棄地に対する特例 農地法適用除外
家は、住む。 一条工務店 トヨタホーム O 大和リース Daiwa Leasing 人に実感を、前に未来を。 矢作地所 YASUOKA 中興電力 中興電力パワーファクトリ 中興電力リソース 東邦ガス 東邦ガス NTT西日本 NTT西日本					

都市計画法 (区域区分) 第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。 一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域イ ロ 省略 ハ 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域 二 省略 2～3 省略 (市町村の都市計画に関する基本的な方針) 第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。 2～4 省略 (市町村の都市計画の決定) 第十九条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。 2 省略 3 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画（都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。 4～5 省略 (市街化調整区域の開発許可基準) 第三十四条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。 一～九 省略 十 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為 十一～十四 省略 農業振興地域整備に関する法律 (農業振興地域整備計画の変更) 第十三条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至つたときも、同様とする。 2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。 一 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。 二 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 三 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 四 当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 五 当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合は、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。 3～4 省略 農業振興地域整備に関する法律施行規則 (集団的に存在する農用地の規模) 第六条 法第十条第三項第一号の政令で定める規模は、十ヘクタールとする。 農地法 (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限) 第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 一～八 省略 2～5 省略 都市計画法施行規則 (既成市街地の区域) 第八条 令第八条第一項第一号の既成市街地として国土交通省令で定める土地の区域は、次の各号に掲げる土地の区域で集団農地以外のものとする。一 五十ヘクタール以下のおおむね整形の土地の区域ごとに算定した場合における人口密度が一ヘクタール当たり四十人以上である土地の区域が連なっている土地の区域で、当該区域内の人口が三千人以上であるもの 二 前号の土地の区域に接続する土地の区域で、五十ヘクタール以下のおおむね整形の土地の区域ごとに算定した場合における建築物の敷地その他これに類するものの面積の合計が当該区域の面積の三分の一以上であるもの	⇒ （案）区域区分における市街化調整区域内であっても、スーパーシティ型国家戦略特別区域において（仮称）防災スーパーシティ区域として市町村の都市計画に関する基本方針に位置づけた場合には、定住人口だけでなく交流人口、関係人口等を鑑みて市街化区域に編入できるものとする。ただし、優良な農業振興地域農用地を編入する場合には、農林業に支障のないよう段階的に市街地形成を図るため市街化調整区域内地区計画や土地区画整理事業等により段階的に実施できるよう調整するものとする。
	⇒ （案）スーパーシティ型国家戦略区域において（仮称）防災スーパーシティ区域として市町村の都市計画に関する基本方針に位置づけた場合には、市街化調整区域内地地区計画における面積規模については段階的に行う場合に限り適用しない。
	⇒ （案）大規模優良農地であっても（仮称）耕作放棄地におけるスーパーシティ型国家戦略特別区域においては別途協議すること。
	⇒ （案）スーパーシティ型国家戦略区域において（仮称）防災スーパーシティ区域として市町村の都市計画に関する基本方針に位置づけた場合には、段階的実施することに鑑み都市計画と農林漁業との調整措置を今まで以上に迅速に行えるよう努めること。

市街化区域の設定基準は、「都市計画運用指針」の中で、「40人／ha」が最低の基準とされている。

⇒ **（案）スーパーシティ型国家戦略特別区域において（仮称）防災スーパーシティ区域として市町村の都市計画に関する基本方針に位置づけた場合においてはこの限りではない。ただし、この場合においては定住人口だけでなく交流人口及び関係人口を増やすようにすること。**

防災公園・防災モールへの規制緩和

さまざまな防災機能を備えた防災公園・防災モールを核とする防災・減災・免災スーパーシティ
【都市公園法第6条、都市公園法施行令第8条第4項】

解決方策

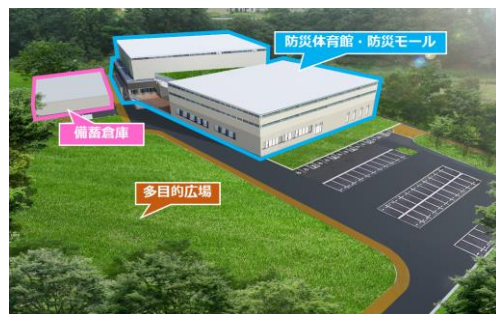
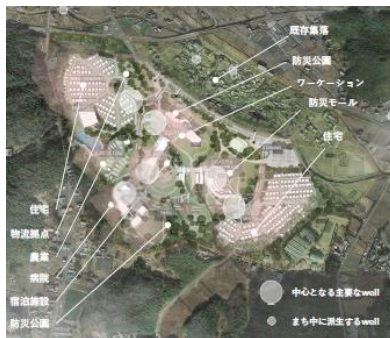
これに伴い、**都市公園法施行令第8条第4項**（都市公園に宿泊施設を設ける場合においては、当該都市公園の効用を全うするため特に必要があると認められる場合のほかこれを設けてはならないとの規定）その占用期間についても、整備予定施設は防災目的としていることから、**都市公園法6条の規制あり**

×不可

その占用期間についても、整備予定施設は防災目的としていることから、**都市公園法 6 条の規制あり**

×不可

- ・ 防災モール・防災公園を地盤のよい高台に建設（ハード面）
- ・ 地域防災力向上（ソフト面）
- ・ 産官学民のコレクティブインパクトを通じて、最新知見をアップデート、世界に誇る防災システムを構築



緑豊かな防災公園は、グランピングやマルシェを楽しむ施設も。楽しみながら防災を学べる仕掛けも

防災公園に「コンテナ式応急仮設住宅」を建設
新たな「社会的備蓄」の概念を取り入れる

防災公園において、仮設住宅の社会的備蓄を図る＝「事前復興」という新たな概念を実現するため、平時からコンテナ式応急仮設住宅を防災公園内に設置

平時においてはワーケーション等の施設として利用し、発災時においては避難施設として活用することを想定

提案

- ・都市公園法施行令第8条では宿泊施設に制限をかけているが、宿泊施設整備解禁を要望
- ・コンテナハウスの移設容易性の鑑み、建築基準法第85条第2項の適用について柔軟な運用(判断)を希望。

これに伴い、**都市公園法施行令第8条第4項**（都市公園に宿泊施設を設ける場合においては、当該都市公園の効用を全うするため特に必要があると認められる場合のほかこれを設けてはならないとの規定）**について、規制緩和を求める**

その占用期間についても、整備予定施設は防災を目的としていることから、都市公園法 6 条の規制緩和を求める

なお、上記の前提として、コンテナ式応急仮設住宅については、インフラ等の設備配線や配管が簡易な着脱式ではないものを想定していることから、建築基準法上第2条第1号に規定する建築物として取り扱うことを想定

また、こうした新たな防災公園の開発にあたっては、都市開発資金法第1条に基づく政府資金借入れの可能性も検討

防災公園・防災モールによる防災拠点まちづくり

①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
都市公園内に宿泊施設整備を解禁する規制緩和 	防災公園内にコンテナ式応急仮設住宅建設 	平時においてはワーケーション等施設利用、発災時においては避難施設 	都市公園内において宿泊施設整備を制限している 	都市公園法第6条 都市公園法施行令第8条第4項	都市公園法施行令第8条第4項（宿泊施設の制限）除外にする特例

都市公園法

（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、**十年**をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

（都市公園の占用の許可）

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、**十年**をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

（占用物件）

第十二条 法第五条の二第二項第六号の政令で定める物件又は施設は、次に掲げるものとする。

2 省略

3 法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

一～五 省略

六 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる**社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定めるもの**

⇒ （案）スーパーシティ型国家戦略特別区域における防災公園については、災害時のみならず平常時においてもコンテナハウス等の宿泊施設を当該自治体の条例で定めた場合には設けることができるものとする。

⇒ （案）スーパーシティ型国家戦略特別区域における防災公園については、災害時のみならず平常時にコンテナハウス等の宿泊施設を設ける場合の占用期間は、十年を超えない範囲とする。

都市公園施行令

（公園施設に関する制限等）

第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十）を超えてはならない。

2 次の各号に掲げる公園施設は、それぞれ当該各号に掲げる敷地面積を有する都市公園でなければこれを設けてはならない。

一 メリーゴーラウンド、遊戯用電車その他これらに類する遊戯施設でその利用について料金を取ることを例とするもの 五ヘクタール以上

二 ゴルフ場 五十ヘクタール以上

3 都市公園に分区園を設ける場合においては、一の分区の面積は、五十平方メートルをこえてはならない。

4 都市公園に**宿泊施設**を設ける場合においては、当該都市公園の効用を全うするため特に必要があると認められる場合のほかこれを設けてはならない。

5 その利用に伴い危害を及ぼすおそれがあると認められる公園施設については、さくそその危害を防止するために必要な施設を設けなければならない。

6 都市公園において保安上必要と認められる場所には、照明施設を設けなければならない。

⇒ （案）スーパーシティ型国家戦略特別区域における防災公園については、災害時のみならず平常時にコンテナハウス等の宿泊施設を設ける場合は、土地に定着していなくとも建築物とみなす。

建築基準法

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 **土地に定着する工作物**のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに附属する門若しくは塙、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨り線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

⇒ （案）スーパーシティ型国家戦略特別区域における防災公園については、災害時のみならず平常時にコンテナハウス等の宿泊施設を設ける場合は、建蔽率及び容積率を緩和できるものとする。

建築基準法

（仮設建築物に対する制限の緩和）

第八十五条 非常災害があつた場合において、非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の三第一項において同じ。）内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

一～二 省略

2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、（省略）の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十二条の規定の適用があるものとする。

3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後**三月**を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。

4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、**二年以内**の期間を限って、その許可をすることができる。

5～7 省略

現状課題

自動走行による道路交通施設への規制緩和

狭隘道路を活かした先端技術による自動走行でまちまるごとバリアフリーの防災・減災・免災スーパーシティ
【道路法第30条、道路交通法10条・17条等】

解決方策

自動走行における運行規制関係では、当該地区の北部の農村集落においては、歴史的な農家住宅が立ち並び、農業用倉庫や生垣屋敷林等の豊かな環境にあるが、道路環境については小型農機具が通行するのを前提とした幅員の狭小な湾曲線形道路

通常であれば、市街化区域編入による土地区画整理事業により、整然とした街並みを形成する手法が望まれるとが、述のとおりとなっているのが現状

× 不可

道路環境整備は延焼防止、消防活動空間、地下埋設や上部利用、道路付属物、道路斜線制限、敷地区分明確化、排水対策等様々な機能を有す

× 不可

- 都市交通マスタープランに沿ったMaaSの導入
- E/Vを活用したエネルギーマネジメント
- 災害時のためのドローン等導入



既存集落の狭隘な道を自動運転で走る
小型のパーソナルモビリティやオンデマンドバス



これらの機能を代替するシステムや技術であれば、必ずしも車両の大型化を理由に道路拡幅整備をする必要もなく、そのために多大な公共投資は貴重な緑や歴史的農家住宅を取り壊すことは今後の持続可能なまちづくりにつながらない



このような道路環境の悪い地区こそ3Dマッピングによる空間把握とセンシング技術を駆使した自動走行システムで打開するしかない
こうした状況を踏まえ、本提案では、**既存集落の狭隘な道路での自動運転の導入にあたり、道路運送法や車両制限令等の法規制を柔軟に対応するための技術を区域限定特区により実現したい**

防災・減災・免災
スーパーシティ
のための道路構造
国家戦略規制緩和

自動走行・まちまるごとバリアフリーのまちづくり

①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
自動走行の規制緩和   	既存集落内における歩車混合での自動走行によるモビリティ形成	ラストワンマイルゆっくり自動走行によるまちまるごとバリアフリーの実現                              	道路構造令による道路構造基準規制 車両制限令による道路交通及び貨客混載規制	道路交通法（第10条・第17条）等	既存集落内における既存道路の構造維持による特例 ひと・もの・情報の積載特例

道路交通法
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

二 歩道 歩行者の通行の用に供するため緑石線又は柵その他これに類する工作物によって区画された道路の部分をいう。

三 車道 車両の通行の用に供するため緑石線若しくは柵その他これに類する工作物又は道路標示によって区画された道路の部分をいう。

三の二～二十三 省略

二 道路法第四十五条第一項の規定により設置された区画線は、この法律の規定の適用については、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、道路標示とみなす。

三 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 身体障害者用の車椅子又は歩行補助車等を通行させている者

二 次条の大型自動二輪車又は普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車、二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽けん引しているものを除く。）を押して歩いている者

⇒ （案）スーパーシティ型国家戦略特別区域における道路については、新たな通信システムにより歩行者及び車両の区分がなくとも、安全かつ円滑に交通処理ができるよう措置するものとする。

(通行区分) 歩行者の通行方法

第十条 歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯（次項及び次条において「歩道等」という。）と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。

二 歩行者は、歩道等と車道の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道等を通行しなければならない。

一 車道を横断するとき。

二 道路工事等のため歩道等を通行することができないとき、その他やむを得ないとき。

三 前項の規定により歩道を通行する歩行者は、第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

(通行区分) 車両及び路面電車の交通方法

第十七条 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

二 前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

三 二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽けん引しているものを除く。）以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

四 車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第九節の二までにおいて同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄って設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。）から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。

五 車両は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、道路の中央から右の部分（以下「右側部分」という。）にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。この場合において、車両は、第一号に掲げる場合を除き、そのはみ出し方ができるだけ少なくなるようにしなければならない。

一 当該道路が一方通行（道路における車両の通行につき一定の方向にする通行が禁止されていることをいう。以下同じ。）となつておりとき。

二 当該道路の左側部分の幅員が当該車両の通行のため十分なものでないとき。

三 当該車両が道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分を通行することができないとき。

四 当該道路の左側部分の幅員が六メートルに満たない道路において、他の車両を追い越そうとするとき（当該道路の右側部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限るものとし、道路標識等により超越しのため右側部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除く。）。

五 勾(こ)配の急な道路のまがりかど附近について、道路標識等により通行の方法が指定されている場合において、当該車両が当該指定に従い通行するとき。

六 車両は、安全地帯又は道路標識等により車両の通行の用に供しない部分であることが表示されているその他の道路の部分に入つてはならない。

道路法
(道路の構造の基準)

第三十条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

- 一 通行する自動車の種類に関する事項
- 二 幅員
- 三 建築限界
- 四 線形
- 五 視距
- 六 勾(こ)う配
- 七 路面
- 八 排水施設
- 九 交差又は接続
- 十 待避所
- 十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設
- 十二～十三 省略
- 二 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（前項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。
- 三 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参照して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

⇒ （案）スーパーシティ型国家戦略特別区域における道路については、自動走行システムが可能な通信システム及びエネルギーシステムのための道路付属施設を設置するものとする。

⇒ （案）スーパーシティ型国家戦略特別区域における既存集落として既に建物等が立ち並んでいる既存道路については、自動走行等新たな通信システム等により安全かつ円滑に交通処理ができる場合は、必ずしも道路構造基準に従うことを要しないものとする。ただし、通信システム及びエネルギーシステム等が使用不能とならないように措置を講ずるものとする。

⇒ （案）スーパーシティ型国家戦略特別区域における道路の構造の技術基準については、当該道路の道路管理者および管理予定者である地方自治体の条例で特に定めるものとする。

ヘルスケアネットワークサービス規制緩和

D X・産官学連携による多世代の健康サポート～防災・減災・免災スーパーシティ
【保険医療機関及び保険医療養担当規則（第2条の4の2）薬機法（第9条の3第1項）等】

- ・オンラインAI医療・健康相談
- ・まちかど保健室
- ・オンライン服薬指導
- ・モバイルファーマシー
- ・オンラインモニタリングサービス
- ・独居見守り
- ・フレイル検知と復帰支援
- ・運動を通じた健康とコミュニティ形成の実現

× 不可

※患者は個人の医療、健康データを自分で管理、活用。過去の検査データを内に保存し、必要な時に医療機関へ渡すことで、スムーズに医療を受けられる。
※将来的には電力使用量からわかる生活スタイルや睡眠時の心拍数、宅内環境などのデータを活用した、患者の自己申告ではなくデータに基づいたより正確な診断、指導を実現
※災害時には町独自のデータベースと蓄積データの活用により、迅速適確な「トリアージ」の実施と、空飛ぶクルマを活用しての被災地への医者等の派遣、適切な避難生活サポート、
医薬品の提供
※デュアルモードでのヘルスケアサービスの展開について、成果連動型民間委託（PFS/SIB）の活用も検討

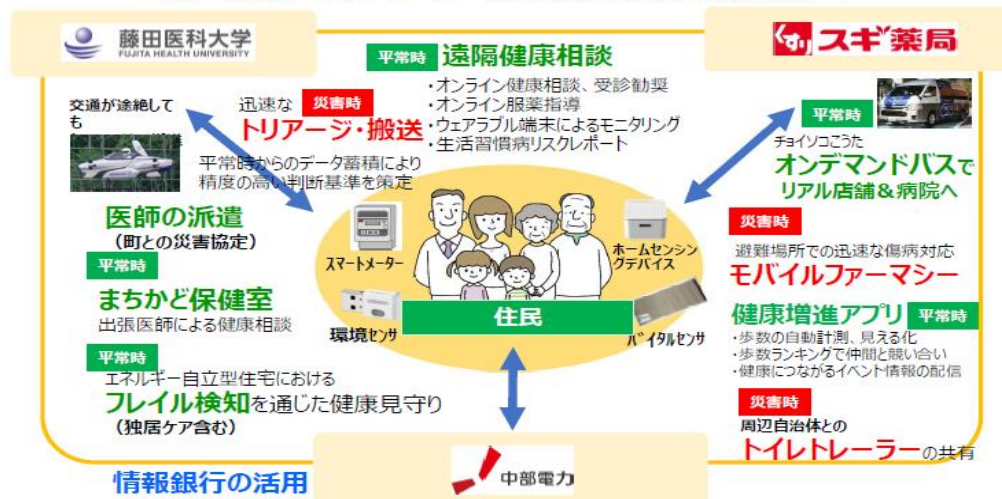
・病院・薬局・エネルギー会社・自治体等が連携し、遠隔診療、生活データの医療活用、フレイル検知、運動によるコミュニティ形成、災害時におけるトリアージの判定基準を構築といった平常時・災害時の両面での先端的サービスを実施。身体的な健康保持のみでなく、コミュニティ参画を通じた精神的な健康も実現する地域包括ケアのしくみを構築。

提案

先端的サービスの概要

Ⅱ①「複数分野の先端的サービスの提供」に関する事項

幸田ヘルスケアネットワーク ～産官学連携による多世代の健康サポート～



防災・減災・免災
スーパーシティ
のための福祉医療
国家戦略規制緩和

- ・AI医療・健康診断：薬局において症状に応じた医療機関の紹介を可能とする
- ・オンライン服薬指導：病院受診後／施設在宅におけるオンライン服薬指導実施（対面原則の撤廃。初回服薬指導薬剤師と情報連携できれば、いつでも他薬剤師の指導可とする@医機法）、配送手段の拡大（特区以外のドローン配送@航空法）、対象疾患適用拡大（オンライン診療規制緩和と同時にオンライン服薬指導でも緩和）等

ヘルスケアネットワークのまちづくり

①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
オンライン医療・健康相談の規制緩和  	オンラインでの医療・健康相談を通じた受診勧奨およびOTCの推奨	病院や薬局まで足を運べない住民の健康増進・QOLの実現	経済上の利益の提供による誘引の禁止 （症状に応じて、特定の医療機関への受診勧奨を実施することはできない）	保険医療機関及び保険医療費担当規則（第2条の4の2） （昭和32年厚生省令第15号）	症状に応じた医療機関を紹介（患者紹介の対価に経済上の利益の提供を得ず）特定の医療機関への誘導を可能にし、早期発見早期治療を可能とする
オンライン服薬指導の規制緩和   	病院受診後のオンライン服薬指導の実施 施設在宅におけるオンライン服薬指導の実施 対象疾患適用拡大	病院や薬局まで足を運べない住民の健康増進・QOLの実現	処方医等がオンライン診療を行った際に交付した処方箋にのみ限定 複数の患者が居住する介護施設等へのオンライン服薬指導の禁止 オンライン服薬指導の対象疾患が限定的	改正薬機法（第9条の3第1項及び改正薬機則第15条の13第2項）	通常の診療を行った際に交付した処方箋でもオンライン服薬指導の実施 サービス高齢者住宅へオンライン在宅服薬指導実施 コロナ禍における0410特別措置期間中に利用が拡大されていった疾患への適応拡大

保険医療機関及び保険医療費担当規則（療養の給付の担当方針）

第二条の四の二 保険医療機関は、患者に対して、第五条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険医療機関が行う収益業務に係る物品の対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

2 保険医療機関は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

⇒ （案）スーパーシティ型国家戦略特別区域においては、症状に応じた医療機関を紹介、特定の医療機関への誘導を可能にし、早期発見早期治療を可能とする。

薬機法

（調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等）

第九条の三 薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法その他の方法により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものを含む。）により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面（当該事項が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下第三十六条の十までにおいて同じ。）に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを含む。）を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

2～6 省略

⇒ （案）スーパーシティ型国家戦略特別区域においては、通常の診療を行った際に交付した処方箋でもオンライン服薬指導、サービス高齢者住宅へオンライン在宅服薬指導実施可能とする。

（調剤された薬剤に係る情報提供及び指導の方法等）

第十五条の十三 薬局開設者は、法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

一～六 省略

2 法第九条の三第一項の薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。この場合において、前項第一号中「設備がある場所」とあるのは、「設備がある場所（次項第二号に規定するオンライン服薬指導を行う場合にあつては、当該薬局内の場所）」とする。

一 薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、同一内容又はこれに準じる内容の処方箋により調剤された薬剤について、あらかじめ、対面により、当該薬剤を使用しようとする者に対して法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導を行わせている場合に行われること。

二 次に掲げる事項を定めた服薬指導計画（この項に定める方法により行われる法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導（以下「オンライン服薬指導」という。）に関する計画であつて、薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、薬剤を使用しようとする者ごとに、当該者の同意を得て策定させるものをいう。）に従つて行われること。

イ オンライン服薬指導で取り扱う薬剤の種類及びその授受の方法に関する事項

ロ オンライン服薬指導並びに対面による法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導の組合せに関する事項

ハ オンライン服薬指導を行うことができない場合に関する事項

ニ 緊急時における処方箋を交付した医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所その他の関係医療機関との連絡体制及び対応の手順に関する事項

ホ その他オンライン服薬指導において必要な事項

三 薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、オンライン診療（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一に規定するオンライン診療をいう。）又は訪問診療（薬剤を使用しようとする者の居宅等において、医師又は歯科医師が当該薬剤師との継続的な連携の下に行うものに限る。）において交付された処方箋により調剤された薬剤を販売又は授与させる場合に行われること。

⇒ （案）スーパーシティ型国家戦略特別区域においては、コロナ禍における0410特別措置期間中に利用が拡大されていった疾患への適応拡大可能とする。

レジリエント & カーボンフリー規制緩和

再生可能エネルギーカーボンフリー、災害時エネルギーの途切れないまち～防災・減災・免災スーパーシティ 【建築基準法第28条、52条、53条等】

- ・ 電動バス、電動トラックの導入支援と、それ活用したエネルギーマネジメント
- ・ リソースアグリゲーションシステムの構築
- ・ デマンドレスポンスサービスの導入
- ・ 蓄電池の最適制御
- ・ P2P取引による再エネ活用

× 不可

①「エネルギー自立型の防災住宅」の建設

・大容量太陽光発電(10kW以上)を搭載し、パワコンと長寿命蓄電池を組み合わせた標準仕様住宅、建築基準法に定められた耐震基準2倍の強さを備えた「2倍耐震住宅」

・HEMSを活用したまちのCO2排出量削減と災害時のエネルギー自立型住宅

・太陽光発電の余剰電力は平常時、庭先での水耕栽培の電源として活用し、非常食の確保にも役立て、非常時は避難施設への電力供給を行う

・冷暖房費1/5に削減する超高性能住宅：高性能樹脂サッシと高い施工精度により、熱の伝導を防ぐ「断熱性」、外気の侵入を防ぐ「気密性」を強化した高性能住宅の建設で、省エネの実現、冬のヒートショックを防ぐ健康対策への寄与

・なお、先述のとおり、防災公園には、太陽光発電・蓄電池等を備えたエネルギー自立型の「コンテナ式応急仮設住宅」建設。平時はワーケーションや地域ニーズに沿って活用し、災害時は収容人数に応じてコンテナ住宅設置。(平時利用

の汎用性を担保させ、社会的備蓄戸数を推進する。)

②「V2ZEHの減災住宅」の建設と機器設置支援

・太陽光発電5kW、V2H、電動車(EV・PHV)を標準装備した住宅

・災害時は電動車(EV・PHV)を活用し、コミュニティセンターや近隣の停電地域の重要拠点への給電も実施

・HEMSを活用したまちのデマンドレスポンスによるCO2排出量削減

・EV車両自体を空調付き休憩所や充電拠点として活用することも可能。

③空間移動できる未来型住宅

・電動車(EV・PHV)が住宅の一室として組み込まれている住宅 ※クルマ開発と連動が必要

・平常時は公園に空間ごと移動してピクニックやオフィスとして活用。

・災害時はボランティアや被災者を受け入れる住居としても提供。

※移動型の部屋が柔軟に設置できるよう、防災公園には電力配線を敷設しておく。

①「エネルギー自立型の防災住宅」の建設

- ・建物屋根に大容量太陽光10kW以上搭載
- ・長寿命蓄電池を標準装備
- ・晴れ時、太陽光発電→蓄電池→家庭用電源
- ・曇り時、系統電源→蓄電池→家庭用電源



地震計・WiFiを標準設定
IoTセンサで住民の見守りも充実

⇒ 余剰電力を活用し、食の安心も確保

- ・余剰電力を活用し、自宅庭の水耕栽培・家庭菜園に活用。
- ・非常時には避難施設へ電力供給



②防災公園に「コンテナ式応急仮設住宅」の建設

- ・平常時はワーケーション利用の他、地域課題に対応する汎用性を保持。
- ・平時の省CO2化に対応する断熱外皮性能。
- ・被災時等の緊急時にエネルギー自立化を図る再エネ設備等の設置対応。
- ・災害時は収容人数に応じてコンテナ住宅設置。
- ・移動型のコンテナ住宅は近郊の被災者支援にも活用



快適性を備えた仮設住宅を事前設置【社会的価値】仮設住宅という概念を揺る
災害時に避難者の受け入れ数に応じて、柔軟にコンテナハウスが設置できるよう、防災公園には電力配線を敷設しておく。

①V2ZEHの減災住宅



EV・PHVを活用したコミュニティZEH
(MIYOSHI MIRAITOの事例)
災害時はEV・PHVを防災コミュニティセンターに
配車し給電



②空間移動できる未来型住宅

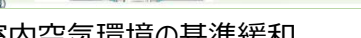
クルマと住宅の空間連携

サービスカー(空間を運ぶクルマ)は
日間のサービスエリアと
非常時の居住スペースに活用

イメージ

【e-Palette】
(トヨタ自動車)

【MOOX】
(トヨタ自動車)



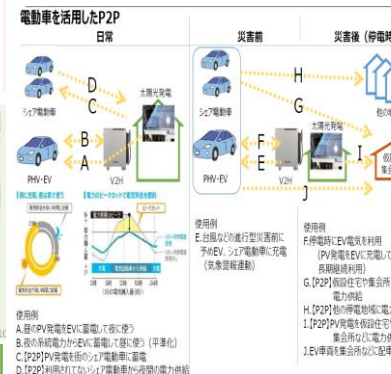
★ 電動車が住宅の一室として組み込まれた住宅の開発

★ 快適な居住空間の柔軟な移動による地域経済の活性化

★ 容積率の規制、建蔽率の規制、換気のための開口部設定の規制

★ EV等の環境車両を住宅の一室とみなした場合の特例
(排ガスがなく、駐車場スペースを必要としないため)

提案



防災・減災・免災
スーパーシティ
のための先進住宅
国家戦略規制緩和

E V が住宅の一室になることに伴う建蔽率の緩和や室内空気環境の基準緩和
(オープンガレージ・インナーガレージにおけるモビリティ体型の住宅)

ライフラインをモビリティサービスでつなぐまちづくり

①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
住宅建築にあたっての建蔽率および室内空気環境の規制緩和	電動車が住宅の一室として組み込まれた住宅の開発	快適な居住空間の柔軟な移動による地域経済の活性化	容積率の規制 建蔽率の規制 換気のための開口部設定の規制	建築基準法 (第52条) (題53条) (第28条)	E V等の環境車両を住宅の一室とみなした場合の特例 (排ガスがなく、駐車場スペースを必要としないため)

建築基準法 (居室の採光及び換気) 第二十八条 住宅、学校、病院、診療所、寄宿舎、下宿その他これらに類する建築物で政令で定めるものの居室(居住のための居室、学校の教室、病院の病室その他これらに類するものとして政令で定めるものに限る。)には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、住宅にあつては七分の一以上、その他の建築物にあつては五分の一から十分の一までの間において政令で定める割合以上としなければならない。ただし、地階若しくは地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室又は温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室については、この限りでない。 2 居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、二十分の一以上としなければならない。ただし、政令で定める技術的基準に従つて換気設備を設けた場合においては、この限りでない。 3 別表第一(い)欄(一)項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室又は建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたもの(政令で定めるものを除く。)には、政令で定める技術的基準に従つて、換気設備を設けなければならない。 4 ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた二室は、前三項の規定の適用については、一室とみなす。	⇒ (案) スーパーシティ型国家戦略特別区域においては、EV等の環境車両を住宅の一部として居室とみなして使用することができるものとする。
---	---

(容積率) 第五十二条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(以下「容積率」という。)は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下でなければならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。 一〜八 省略 2 前項に定めるもののほか、前面道路(前面道路が二以上あるときは、その幅員の最大のもの。以下この項及び第十二項において同じ。)の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率は、当該前面道路の幅員のメートルの数値に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値を乗じたものの以下でなければならない。 一〜三 省略 3 省略 算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この項及び第六項において「老人ホーム等」という。)の用途に供する部分(第六項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。)の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一)は、算入しないものとする。 4 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が三メートルを超える場合においては、その高低差三メートル以内で平均の高さにおける水平面をいう。 5 地方公共団体は、土地の状況等により必要と認める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条列で、区域を限り、第三項の地盤面を別に定めることができる。 6 第一項、第二項、次項、第十二項及び第十四項、第五十七條の二第三項第二号、第五十七條の三第二項、第五十九條第一項及び第三項、第五十九條の二第一項、第六十條第一項、第六十條の二第一項及び第四項、第六十八條の三第一項、第六十八條の四、第六十八條の五、第六十八條の五の二、第六十八條の五の三第一項、第六十八條の五の四(第一号を除く。)、第六十八條の五の五第一項第一号、第六十八條の八、第六十八條の九第一項、第八十六條第三項及び第四項、第六十八條の二第二項及び第三項、第八十六條の五第三項並びに第八十六條の六第一項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しないものとする。 7〜15 省略	⇒ (案) スーパーシティ型国家戦略特別区域におけるEV等の環境車両を住宅の一部とする車庫については、内装制限等を適用しないことができる。
--	--

(建蔽率) 第五十三条 建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合(以下「建蔽率」という。)は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値を超えてはならない。 一〜六 省略 2〜5 省略 6 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 一 防火地域(第一項第二号から第四号までの規定により建蔽率の限度が十分の八とされている地域に限る。)内にある耐火建築物等 二 巡查派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの 三 公園、広場、道路、川その他これらに類するものの内にある建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの 7〜9 省略	⇒ (案) スーパーシティ型国家戦略特別区域におけるEV等の環境車両を住宅の一部とする車庫については、耐火性能等別に定めるものとする。
--	--

建築基準法 (用語の定義) 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〜三 省略 四 居室 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。	居室：住宅のリビング、ダイニング、寝室、書斎、応接室、事務所の事務室会議室、守衛室、工場の作業場、店舗や飲食店の売り場、店員休憩室ホテルのロビーやホール、大浴場、病院等の待合室など 非居室：玄関、廊下、階段室、便所、洗面所、浴室、物置、事務所や店舗の場合は、倉庫や更衣室、車庫など
---	--

建築基準法施行令 (面積、高さ等の算定方法) 第二条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〜三 省略 四 延べ面積建築物の各階の床面積の合計による。ただし、法第五十二条第一項に規定する延べ面積(省略)には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。 イ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分(省略において「自動車車庫等部分」という。) ロ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分(第二項第二号及び第三十七條の八において「備蓄倉庫部分」という。) ハ 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分(第三項第三号及び第三十七條の八において「蓄電池設置部分」という。) ニ 自家発電設備を設ける部分(第三項第四号及び第三十七條の八において「自家発電設備設置部分」という。) ホ 貯水槽を設ける部分(第三項第五号及び第三十七條の八において「貯水槽設置部分」という。) ヘ 宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。))の一時保管のための荷受箱をいう。)(省略において「宅配ボックス設置部分」という。)	⇒ (案) スーパーシティ型国家戦略特別区域におけるEV等の環境車両を住宅の一部とする車庫については、規模に関わらず床面積に含むものとする。	一 自動車車庫等部分五分の一 二 備蓄倉庫部分五分の一 三 蓄電池設置部分五分の一 四 自家発電設備設置部分百分の一 五 貯水槽設置部分百分の一 六 宅配ボックス設置部分百分の一
---	---	---

ひと・もの・情報の移動革命のまちづくり

①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
改造車両による自動運転への許認可申請簡素化           	改造車両による自動運転	改造車両による自動運転の実施が容易化し、社会全体の自動運転拡大	市販の車両を改造をして遠隔型自動運転（レベル2）以上の自動運転実証実験に際し、車両毎に実証実験の許認可を受ける必要がある	道路運送車両保安基準第55条	改造車両による自動運転への許認可申請簡素化
遠隔監視者・乗務員の免許制度の確立           	自動運転車両を使用した、事業者による有償運行サービス	自動運転車両を使用した、事業者による有償運行サービスの実現と拡大	事業者の有償運行は、運転者2種免許が必要となる	道路交通法第85条	レベル4の場合（運転、運転責任はシステムが負う）運転者とはならない遠隔監視者（認知・判断者）や乗務員（車室内サービス）の2種免許不要とする。また、遠隔監視だけでなく、見守りサービスやコールセンターサービスにも2種免許不要とする
バス停付近へのオンデマンド交通車両等の駐停車許可	オンデマンド交通車両等による、バス停付近を活用したモビリティサービス	既存バス停を活用した、効率的なオンデマンド交通などの実現、拡大	バス、路面電車の停留所の標識板から10メートル以内部分への駐停車禁止	道路交通法第44条	オンデマンド交通サービス等での既存バス停利用許可
キャッシュレス決済を利用しない乗客の乗車を拒絶できる特例	キャッシュレス決済専用のオンデマンド自動運転モビリティサービス	キャッシュレス決済の促進 オンデマンド自動運転車両等における支払いをキャッシュレスに限定することによる、釣り銭用意等のコスト減	一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がある場合を除き、運送の引受を拒絶してはならない	道路運送法第13条運送引受義務	住民同意を前提とする、キャッシュレス決済非利用者の乗車拒否を可能とする特例
災害時の道路占用許可の緩和	地震災害等、被害が面的に発生する場合は、ガス管の復旧工事のための道路占用許可申請を事後申請とする。また、一定の基準を満たした仮設工法や仮復旧材料の使用を認める。	大規模災害時にガス管の入替工事が必要となった場合、早期に復旧（工事着手、ガス供給再開、道路開放等）が可能。	道路法や道路交通法に従う。	道路法第32条、第36条の1、第40条 施行令第15条 等 道路交通法第77条	緩和いただくための具体的事項を予め定める。
点検時・災害時のドローンの使用（手続きの簡素化等）	要員が現地調査している道路上のパトロール（ガス管近傍の未照会工事の発見）や、地震時の建物・ガス設備の被害状況確認をドローンにて遠隔で実施。	・広範囲を短時間かつ継続的に確認することが可能となり、未照会工事によるトラブル（ガス管損傷等）を防止。ガスの供給継続性を高める。 ・大規模地震時の建物・ガス設備の被害状況を早期に把握し、効率的かつ迅速な復旧作業が可能。	・ドローンを使用する際には事前に許可が必要。 ・民地上空の場合には所有者の許可が必要。	航空法第132条、第132条の2 道路交通法第77条 民法第207条 等	ガス事業の用に供する場合のドローンの使用許可手続きの簡素化や災害時には手続きを不要とする。

道路運送車両保安基準

(基準の緩和)

第五十五条 地方運輸局長が、その構造により若しくはその使用の態様が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、本章の規定及びこれに基づく告示であつて当該自動車について適用しなくても保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣が告示で定めるもののうち、地方運輸局長が当該自動車ごとに指定したものは、適用しない。

⇒ (案) スーパーシティ型国家戦略特別区域における防災スーパーシティの自動走行については、緊急性の趣旨を鑑み迅速な許認可手続きのための事務の簡素化を行うものとする。

道路交通法

(第一種免許)

第八十五条 次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。省略

道路交通法

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

⇒ (案) スーパーシティ型国家戦略特別区域における防災スーパーシティの自動走行については、緊急性の趣旨を鑑み二種免許を不要とするものとする。

道路運送法

(運送引受義務)

第十三条 一般旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。）は、次の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。省略

⇒ (案) スーパーシティ型国家戦略特別区域における防災スーパーシティの自動走行については、緊急性の趣旨を鑑み道路路肩発着及び既存バス停を利用することができるものとする。

道路法

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。省略

⇒ (案) スーパーシティ型国家戦略特別区域における防災スーパーシティの自動走行については、緊急性の趣旨を鑑み運送の引き受けに特別な扱いを行うことができるものとする。

道路法

(水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)

第三十六条 省略 を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。省略

⇒ (案) スーパーシティ型国家戦略特別区域における防災スーパーシティの自動走行については、緊急性の趣旨を鑑み、迅速な許認可手続きのための事務の簡素化を行うものとする。

道路法

(原状回復)

第四十条 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、占用物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。省略

⇒ (案) スーパーシティ型国家戦略特別区域における防災スーパーシティの自動走行については、緊急性の趣旨を鑑み、迅速な許認可手続きのための事務の簡素化を行うものとする。

道路法施行令

(道路の復旧の方法に関する基準)

第十五条 法第三十二条第二項第七号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。省略

⇒ (案) スーパーシティ型国家戦略特別区域における防災スーパーシティの自動走行については、緊急性の趣旨を鑑み、迅速な許認可手続きのための事務の簡素化を行うものとする。

道路交通法

(道路の使用の許可)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。省略

⇒ (案) スーパーシティ型国家戦略特別区域における防災スーパーシティの自動走行については、緊急性の趣旨を鑑み、迅速な許認可手続きのための事務の簡素化を行うものとする。

航空法

(飛行の禁止空域)

第百三十二条 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める飛行を行う場合

二 前号に掲げるもののほか、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合（飛行の方法）

第百三十二条の二 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。省略

⇒ (案) スーパーシティ型国家戦略特別区域における防災スーパーシティの自動走行については、緊急性の趣旨を鑑み、迅速な許認可手続きのための事務の簡素化を行うものとする。

⇒ (案) スーパーシティ型国家戦略特別区域における防災スーパーシティの自動走行については、緊急性の趣旨を鑑み、夜間・目視範囲・催事・物資投下等の迅速な許認可手続きのための事務の簡素化を行うものとする。

幸田町

スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する提案書 (先端的サービスとデータ連携に関する追加資料)

幸田町スーパーシティ構想が目指す未来都市像

『The Well City 幸田』

地方創生の新スタンダードを実現する“ビッグテラス”

防災・減災・免災スーパーシティ・・・幸せの田畑を培い・育むハッピーフィールド・安全・安心な緑住文化都市

日本のものづくりを支える三河の暮らしの安心・安全を、災害時と平常時の両面からオールハザードアプローチで支え、新・旧の住民をなめらかにつなぐコミュニティとデータ連携により、まちの愛と幸せを汲み上げていく。

令和3年5月7日

『The Well City 幸田』全体像 先端的サービス

防災・エネルギー・住宅

幸田スーパーシティ・エリアマネジメントサービス ～災害に強いひとづくり・なめらかなつながりの構築～

- 幸田町安全テラス24の取り組み、西三河防災・減災連携研究会などの広域連携の活動と運動し、防災コミュニティの構築や「防災サポーター」の育成を図る。
- エリアマネジメント組織を設立し、「まちアプリ※」なども活用し、対話を継続しながら、まちを住民目線でアップデート。
※防災情報の他、自治体・学校からの連絡、まちのイベント情報、不審者情報、感染症情報、オンデマンドバスや自動運転車両の呼び出し、医療・介護の予約等。

幸田スーパーレジリエントパーク ～世界に誇る最先端の防災モール・防災公園の構築～

- 防災モール・防災公園と防災DXで、防災のハードとソフトの迅速な統合運用を実現。産官学民のコレクティブインパクトを通じて、世界に誇る防災システムを構築。
- 防災モール内にバーチャル防災・減災館を設け、VRを活用した防災教育や防災訓練を実施。
- 防災公園に「コンテナ式応急仮設住宅」を活用し、高台移転による事前復興を実現。防災公園では、平常時より健康増進とともに避難路確認や炊き出し訓練を実施。

幸田レジリエント&カーボンフリーなまち ～エネルギー自立型の免災・減災住宅の構築／カーボンフリーと、 “災害時にもエネルギーの途切れないまち”の実現～

- 太陽光発電や蓄電池・EV等を活用したエネルギー自立型の免災住宅やV2ZEHの減災住宅。P2P取引による再エネのシェアや空間移動できる未来型住宅。
- 災害時は電動車（EV・PHV）を活用し、コミュニティセンターや近隣の停電地域の重要拠点への給電も実施。
- 各戸の太陽光発電設備、蓄電池、EV等の「リソースアグリゲーション」、HEMSを活用したまちのデマンドレスポンスによるCO2排出量削減、カーボンニュートラルを実現。

幸田 Fail Safe インフラ ～強靱なライフラインの構築～

- 社会インフラの強靱化・多重化（電線の地中化、復旧ルートの事前確保、停電対応型ガスコージェネ、溶接鋼管・ポリエチレン管によるガス供給、LPWA等）
- ドローンによる共同設備監視とデジタルツインによる災害状況の可視化、スマートメーターを活用した防災計画の策定等

幸田スマートアグリ ～ITを活用した高付加価値次世代農業および農業・福祉連携の実践～

- 筆柿やイチゴ等の地元産品を活用したスマート農業と6次産業化により地域農業の活性化を図るとともに、災害時に備えた加工品の備蓄を行う。
- 災害時には備蓄倉庫から一時的な食糧供給を行う。施設から排出されるCO2を栽培に利用した施設園芸に活用。
- コロナ禍を踏まえ、地元企業と協力し、ワーケーションや半農半Xの実践の場にしていく。

幸田ヘルスケアネットワークサービス ～DX・産官学連携による多世代の健康サポート～

- 大学病院やドラッグストア等が連携した災害時の迅速・的確なトリアージとドローン救急車による搬送。
- 平常時におけるAI医療・健康相談およびオンライン服薬指導、災害時におけるモバイルファーマシーを活用した医薬品供給や電力データを活用した家ナカ見守り
- 平常時の健康相談から災害時の応急診断の拠点となる「まちなか保健室」の設置。

幸田モビリティサービス ～まち丸ごとバリアフリー 人・まち・地球を大切にする最先端の都市交通の実現～

- 高齢者、子ども等自家用車を持たない地域住民のための公共交通をオンデマンド、自動運転で実施。
- チョイソコ幸田のスーパーシティへの延伸・乗入れ、小型パーソナルモビリティ、送迎バスのシェア、鉄道等の既存交通業者とのMaaS連携。
- 電気自動車の蓄電・放電機能を発揮することで、移動のみならず、防災、環境エネルギー、医療・介護等にも資する取り組みとする。

幸田防災物流サービス ～レジリエント&ゼロカーボンの未来の物流拠点の構築～

- 宅配用EVやEV・水素トラックのハブとなる物流拠点を構築。
- EV・水素ステーション、防災備蓄倉の他、ドローンを含むヘリポートを備え、ドローンを活用した宅配、自動運転車両や無人配達ロボットでの自動配送も実施。

農業・医療

移動・物流

都市OS（平常時・災害時の両面で暮らしをサポート）
防災をテーマとした新たなまちづくりのひな型を構築

平常時・災害時デュアルモードのデータ連携によるサービス案

行政管理情報（マイナンバー）も含む各分野間のデータ連携により、日常利用するサービスが災害時には有用なサービスとしてデュアルに活躍

	平常時のサービス	災害時のサービス
① “まちアプリ”の利用による地域内連携力の強化（データ：防災×医療介護×物流）	マイナンバー連携想定	
	(1)地域情報の配信 - 自治体や学校連絡、防災・防犯情報、子育て情報等イベント情報配信 (2)地域内のサービス利用予約 - オンデマンドモビリティ、まちの保健室診療や店舗の利用予約 (3)地域内ポイントの活用 - 地域内での決済利用やイベント優先参加権の獲得可能な“地域ポイント”が、防災訓練・ボランティア参加、アプリ利用等で貯まる	(1)住民の安否確認 - まちアプリによる安否確認 (2)円滑な人的・物的支援のサポート - 避難所毎での必要リソース（人・モノ）情報の受発信 - 物資配布に関する通知 - 自治体等からの情報配信による「デマの流布」抑止
② 幸田町で実践する*スモールコミュニティでの共助支援（データ：防災×医療介護）	マイナンバー連携想定	
	(1)独居者の見守り活用 - 異常検知時（冷蔵庫長期末開閉など）に家族やコミュニティ内へアラーム通知 (2)防災訓練での活用 - コミュニティ単位での防災訓練時に安否確認や要避難補助者情報を活用	(1)迅速な相互支援の実現 - 要避難補助者の位置情報や安否確認未入力情報をコミュニティ内で共有 - コミュニティ内の情報伝達機能により円滑な共助をサポート
③ 住民の健康増進・維持のサポート ※非常時は避難者を含む（データ：防災×医療介護×物流）	マイナンバー連携想定	
	(1)健康増進のための運動プログラムレコメンド - 自治体や医療機関等の健康管理データをもとに運動プログラムをレコメンド (2)災害へ備えた要補助者情報の整備 - 災害へ備えた服薬情報、必要な医療サポート情報の投入及び管理	(1)避難生活での健康維持・管理サポート ※周辺からの避難者情報も追加 - 避難生活者の健康管理情報や服薬情報などから、必要な医療関係者救援や物的支援を実現 (2)住民の自力避難率の向上 - 平常時での健康増進・維持による自力避難率の向上を図る
④ 社会インフラや交通情報のデジタルツイン利用による“まち機能”の強靱化（データ：防災×エネルギー×通信×交通）		
	(1)社会インフラ情報や交通情報等の共用化 - 自治体や事業会社のインフラ設備状況をドローン、車両等で取得し共用 - まち情報のデジタルツイン化により、自動運転車の最適運行に活用	(1)リアルタイムデータ反映による社会インフラの早期復旧サポート - ドローンや特殊車両による撮影データのデジタルツインへのリアルタイム反映 - 平常時デジタルツインとの比較分析などでの復旧プラン策定支援

* 幸田町では、現在「隣近所5軒の助け合い」を実践中。今回のフィールド内では、デジタル活用で15世帯程度までの拡張を想定。

データ連携によって目指す、災害時の自助、共助、公助

データ連携により実現するサービス（9ページに記載）

健康情報に基づく運動プログラムの**レコメンド**

興味関心に沿った情報配信と定期的な**防災情報**配信

まちアプリと**地域ポイント**を活用した
ITサービス利用の促進

スモールコミュニティ内での
普段からの助け合いと防災訓練

スモールコミュニティ内での**安否情報**共有

各種データを活用した**避難計画**と**備蓄**

“どこに、何を必要とする人が、何人いるか”
を**共有**するしくみ

自治体から直接住民へ、
個人に合った情報を配信できる仕組み

道路やインフラの状況が**可視化**され、
リアルタイムで更新される仕組み

目指す姿

自助

- ・ **健康**な住民が多く、災害時には自ら身を守り、避難することができる
- ・ **防災に関する知識と技能**の高い住民が多く、家具固定などの対策が行われている
- ・ 各住民がそれぞれ必要な**備蓄**を保有しており、生活を継続することができる
- ・ ITを活用した先端的サービスを全住民が活用できる

共助

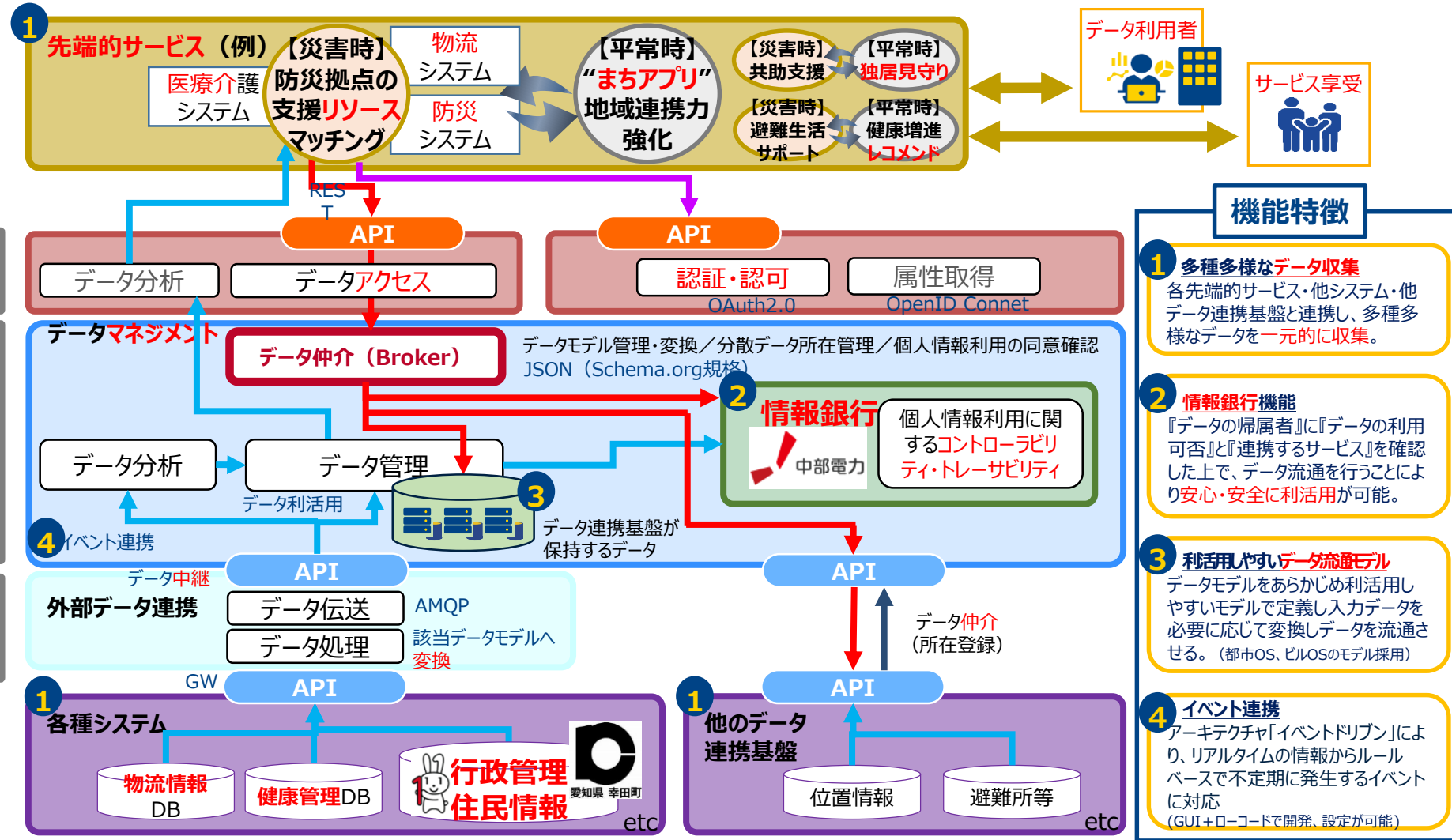
- ・ いざというときに助け合う近所のコミュニティが、全員に共有されている
- ・ 被災により負傷した際、それが**近所**に共有され、**支援**を受けることができる
- ・ 被災により負傷しなかった際、近所で支援を必要としている人の情報が共有され、支援をすることができる

公助

- ・ 十分な数の避難所と仮設住宅、備蓄があり、快適な避難生活を送ることができる
- ・ “どこに、何を必要とする人が、何人いるか”が、自治体や医療機関、物流会社に共有され、**ニーズにあった人的、物的支援**が絶えず行われる
- ・ 正しい情報が共有され、デマが流通しない
- ・ 自治体から個人への連絡や指示が適宜直接届く

データ連携で実現するサービスにより、被災時の被害を抑え、周辺地域の助けにもなる、“Well City”を実現

データ連携基盤構成図（案）

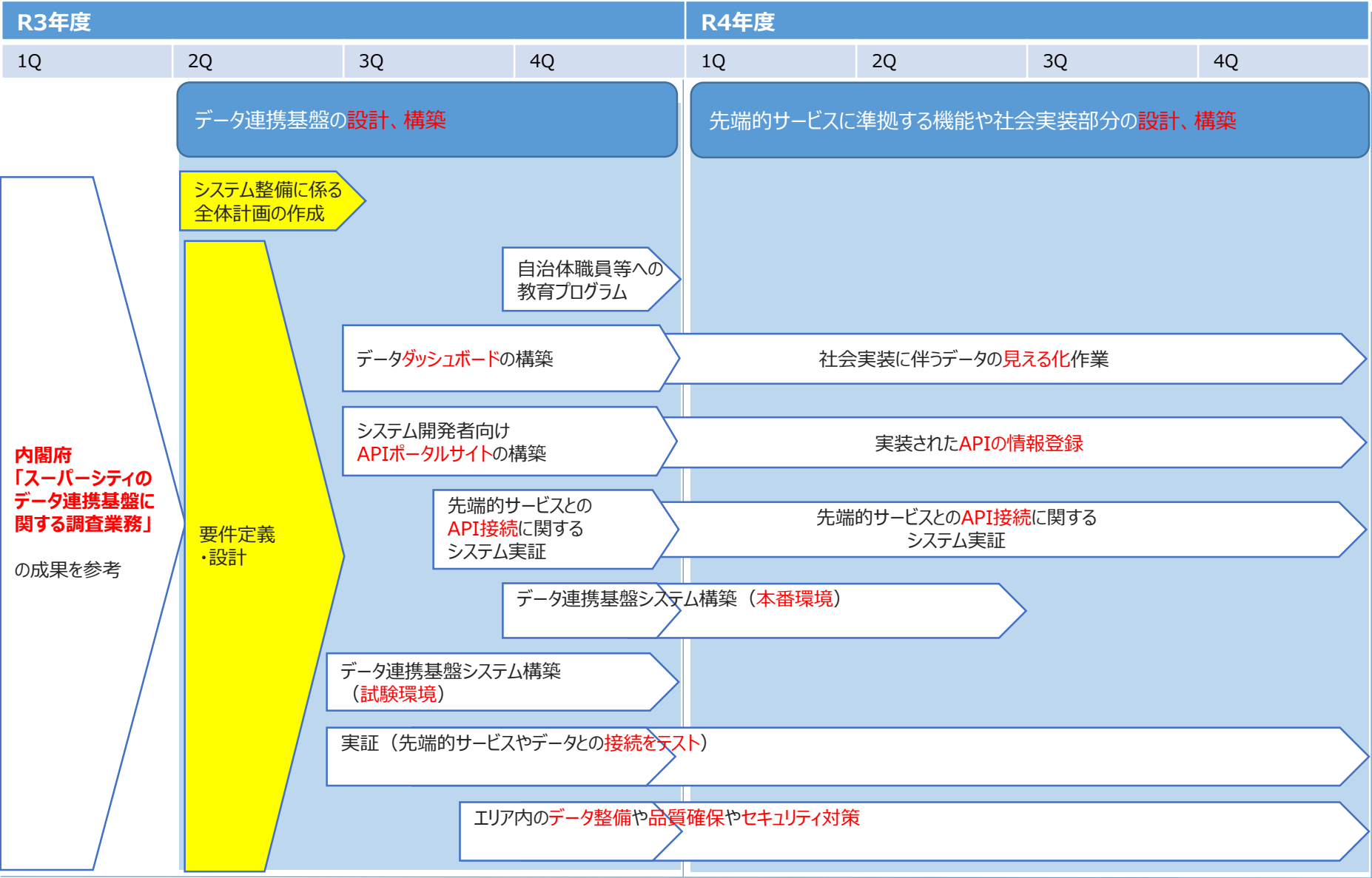


データ連携基盤 機能一覧

		処理 種別	データ 分散	データ 蓄積	機能概要
データ連携基盤					
サービス連携	認証系	API	共通		先端的サービスのサービス利用者を認証・認可するAPI
	データマネジメント	API	共通		サービス分野横断的に活用されるために、分散された異なる分野のデータに対するアクセス要求を受け付け、先端的サービスへデータを渡すAPI
	データアクセス	処理	共通		データマネジメントAPIを介して受け付けたデータアクセス要求に対し、本データ連携基盤が保持するデータと、本データ連携基盤外で保持するデータを取得するために、データ仲介機能と呼び出す処理
データ	データ仲介	処理	共通		本データ連携基盤に蓄積された“あらゆる分野”のデータとともに、他データ連携基盤や他システムが管理するデータにアクセスし、取得したデータをデータアクセス機能へ渡す処理。データ分散方式とデータ蓄積方式のどちらもサポート
	データ管理	処理		○	データ中継機能からデータ登録を受け付け、データ連携基盤で安心・安全にデータを保持・管理するための機能。データ仲介機能からのデータ取得要求を処理
	データ分析	処理		○	データ中継機能からイベントドリブンでリアルタイムにデータを分析し、事前に登録された制御ルールに従い、データ中継機能を介してデータ取得元のシステムに対して制御指示を行う。
	データ中継	API		○	データ連携基盤に接続された他システムと、“データ分析機能およびデータ管理機能”とでデータ中継処理を行う。
データ連携	データ伝送	処理		○	データ連携基盤に接続された他システムと、データ中継機能を接続するために、MQTT等のプロトコル変換を行い、IoTデータや制御指示データを送受信する処理
	データ処理	処理		○	データ連携基盤に接続された他システム”から収集されたデータに対し、データ連携基盤で対応するデータモデルへデータ変換を行う。ビル向けデータモデル等に対応
	データ収集	API		○	データ連携基盤に接続された他システム”から、温湿度・人物検知等のデータを収集する処理
	データ所在登録	API	○		データ仲介機能が、他データ連携基盤やシステムに分散するデータの所在を特定できるように事前登録するAPI

データ連携基盤の整備スケジュール ※現時点の想定

データ連携基盤の構築スケジュール



○活用する区域データ（法第28条の2第1項に基づいて国の機関又は公共機関等に対するデータ提供の求めをする場合にはその内容を含む）

先端的サービス	解説 ページ	活用する区域データ	用途	保有者（例）
モビリティサービス	45	オンデマンドモビリティサービスの利用予約データ	オンデマンドモビリティの最適運行 地域ポイントの付与	中部電力株式会社
	45	3Dマップ用点群データ	自動運転モビリティの運行	アイサテクノロジ株式会社
	45	モビリティサービスの運行データ	オンデマンドモビリティの最適運行	エリアマネジメント組織
	45	まちの保健室における診療の予約データ	オンデマンドモビリティの最適運行	中部電力株式会社
スーパーレジリエントパーク	19	防災モール内店舗における購買・物資データ	地域ポイントの付与	防災モール内各店舗
エリアマネジメントサービス	16	まちアプリを通じて住民へ配信される情報の閲覧有無や閲覧時間に関するデータ	成果報酬運動型契約のK P I	中部電力株式会社
	16	防災訓練やボランティアへ活動への参加データ	地域ポイントの付与	エリアマネジメント組織
	16	防災サポーター数、防災訓練参加者数	成果報酬運動型契約のK P I	幸田町
データ連携によるサービス	9	独居高齢者の冷蔵庫開閉時間、回数	独居見守り	中部電力株式会社
	9	住民基本台帳のデータ（住所、氏名、生年月日、性別等）	災害時における自治体、医療機関等からの人的、物的支援	幸田町（委託先：トーテックアムニティ株式会社）
	9	ドローンで取得した映像データ	社会インフラや交通情報のデジタルツイン化	幸田町、西日本電信電話株式会社、東邦ガス株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社
	9	住民持病、服薬、健康状態等に関するデータ	災害時の避難生活サポート、医薬品の供給	藤田医科大学、スギ薬局株式会社、中部電力株式会社
	9	住民の位置情報	災害時における自治体、医療機関等からの人的、物的支援	携帯電話基地局運営会社等（検討中）
データ連携によるサービス ヘルスケアネットワークサービス	9,42	住民の健診データ、要介護者や介護度に関するデータ、認知症患者に関するデータ	適切な運動プログラムのレコメンド 災害時における自治体や医療機関等からの人的、物的支援	幸田町（委託先：トーテックアムニティ株式会社）
ヘルスケアネットワークサービス	42	住民の歩数や睡眠時間、運動、食事データ	適切な運動プログラムのレコメンド	中部電力株式会社
	42	電力使用量データ	フレイル検知	小売電気事業者（中部電力ミライズ株式会社等）
	42	ウェアラブル端末を通じて取得する住民のバイタルデータ	オンラインモニタリング、医師による診断への活用	スギ薬局株式会社、中部電力株式会社
	42	宅内環境データ	医師による診断への活用	中部電力株式会社
レジリエンス&カーボンフリー	16	太陽光発電設置kW数	成果報酬運動型契約のK P I	中部電力パワーグリッド株式会社
	28	再生可能エネルギー発電設備の時間帯別発電量データ		小売電気事業者（中部電力ミライズ株式会社等）
	28	エネルギー需要家の電力使用データ	E Vを活用したエネルギーマネジメント	小売電気事業者（中部電力ミライズ株式会社等）
	28	日射データ	リソースアグリゲーション、デマンドレスポンス	NEDO
	28	気温データ	蓄電池の最適制御、P 2 P取引	気象庁
	28	電力取引価格データ		JEPX

○データ連携基盤整備事業者の候補（地方公共団体がデータ連携基盤整備事業者となる場合は委託事業者の候補）

事業者の候補

中部電力株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社

当該事業者を候補とした理由

中部電力株式会社：個人情報データをセキュアに管理し、本人の同意に基づいて運用する「情報銀行」の仕組みを有しているため

NTTコミュニケーションズ株式会社：データの連携基盤構築・利活用の領域において十分な技術と知見、実績を有しているため

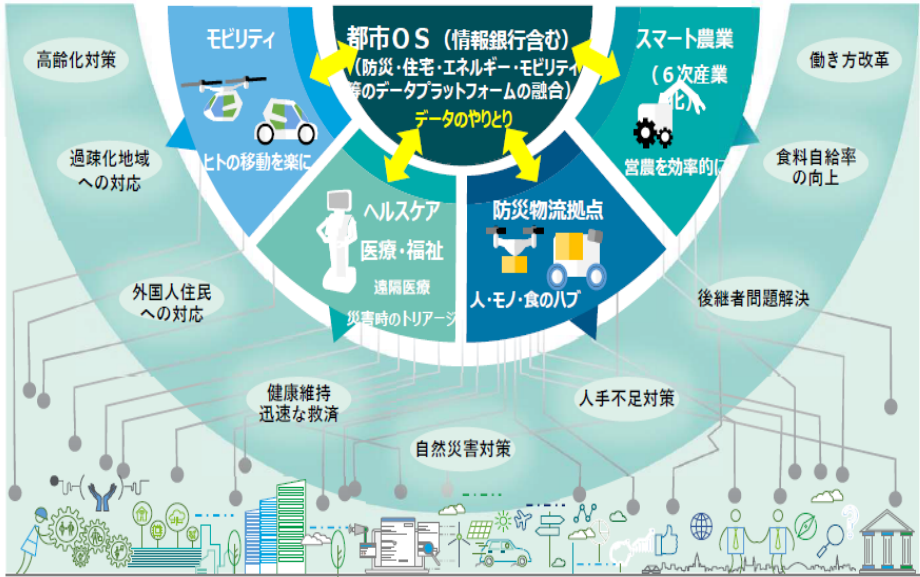
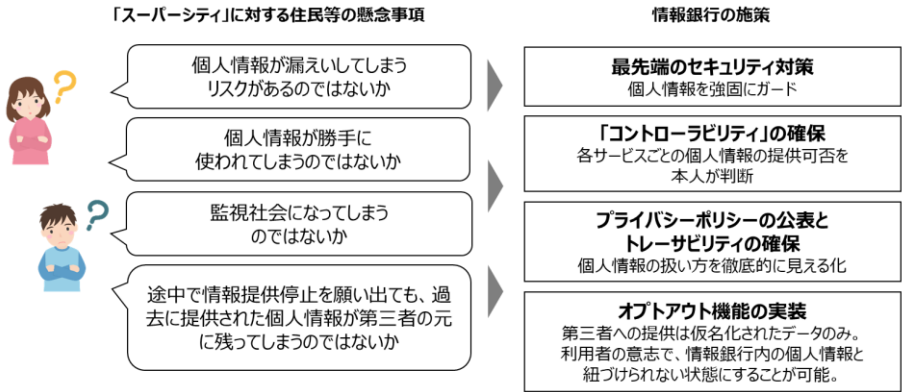


個人情報に関連した具体的な取組について

No	項目	措置（予定を含む）
1	個人情報、個人関連情報等の取扱いに関するルール策定、公表（個人情報、個人関連情報等の取扱いに係る本人同意の取得等）	幸田町個人情報保護条例に準じて、町の機関が保有する個人情報の取り扱いを行う。 なお、参画事業者の保有するデータの取り扱いについては、幸田町・参画事業者間での取り扱いルールを定める。 なお、自治体の取り扱いルール策定に際し、データ連携基盤事業者も情報開示及び作成支援を行うこととする。 また、情報管理や本人同意取得に寄与する技術（匿名加工機能・許認可機能・秘密計算機能）をデータ連携基盤上に開発し提供する。
2	プライバシー影響評価（PIA）の実施	幸田町においてPIAを実施する。 なお、PIA実施支援はデータ基盤連携事業者も行うこととする。
3	住民等に対する、個人情報、個人関連情報等の取扱いに関する説明	個人情報取り扱いの住民説明会を幸田町主体で開催する。 なお、上の説明会の実施支援はデータ基盤連携事業者も行うこととする。
4	協議会等、スーパーシティ全体のデータガバナンスを担当する組織やその役割等	アーキテクト統括である幸田町スタートアップ研究所にて、個人情報に関するデータ利活用の住民説明会や関係事業者、職員等への研修等を企画し、主催者である幸田町と連携し開催する。 なお、住民説明会や関係事業者、職員等の研修支援はデータ基盤連携事業者も行うこととする。 （No.2、3、5のとおり）
5	関係事業者、職員等の研修の実施	個人情報取り扱いの研修会を幸田町主体で開催する。 なお、上の研修の実施支援はデータ基盤連携事業者も行うこととする。

データ連携サービスの普及を促進する情報銀行の仕組み

個人情報を安全に管理し、本人の同意に基づき運用する「**情報銀行**」の仕組みにより、**住民の不安を払拭し、データ連携サービスの普及を促進**



デジタル・ツインにより、まちの情報を常に更新し、平常時・災害時の暮らしの安心をサポート

幸田町

スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する提案書 (エリア・エネルギー・マネジメントに関する追加資料)

幸田町スーパーシティ構想が目指す未来都市像

『The Well City 幸田』

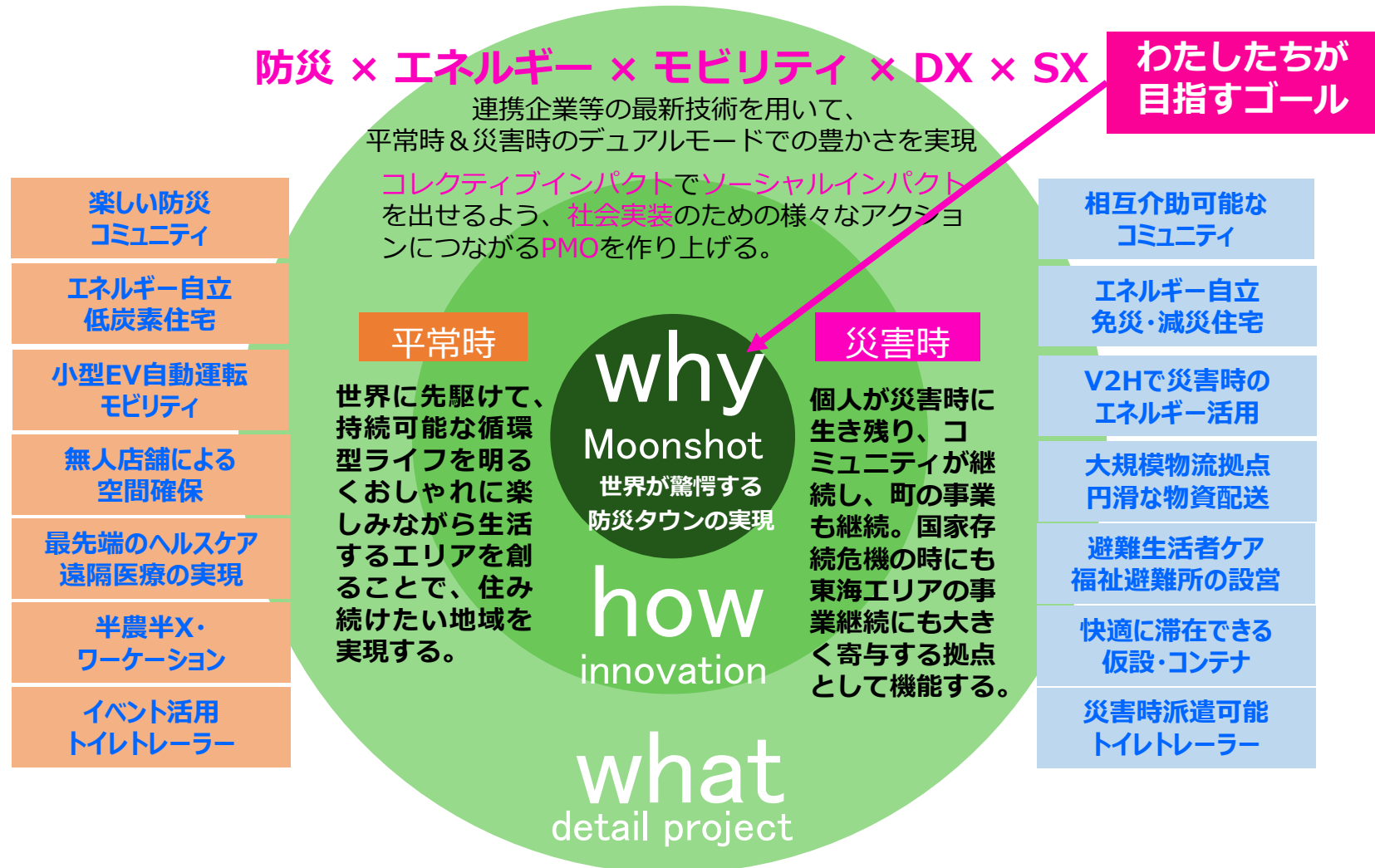
地方創生の新スタンダードを実現する“ビッグテラス”

防災・減災・免災スーパーシティ・・・幸せの田畑を培い・育むハッピーフィールド・安全・安心な緑住文化都市

日本のものづくりを支える三河の暮らしの安心・安全を、災害時と平常時の両面からオールハザードアプローチで支え、新・旧の住民をなめらかにつなぐコミュニティとデータ連携により、まちの愛と幸せを汲み上げていく。

令和3年5月7日

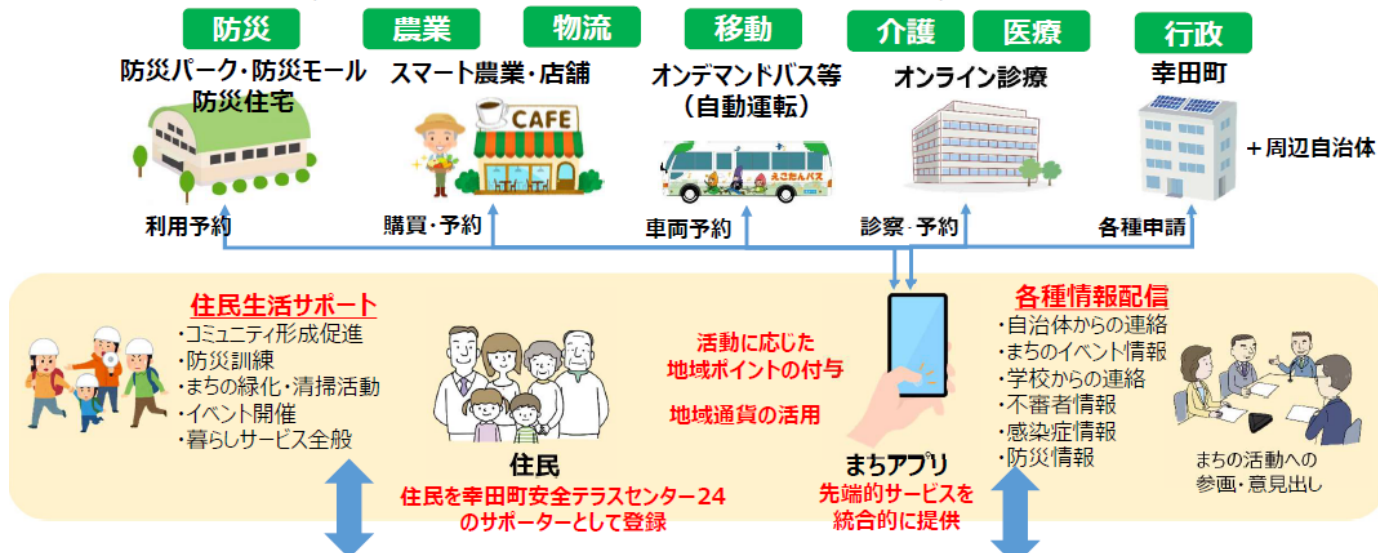
幸田町・・・そこは、日本の中心点。陸、海、空の東西交通の要衝だ。昔からずっと、自動車産業やモノづくりを支え続けた。
もちろん地域のみんなの命を守り抜く。できたら日本全体の暮らしと産業を守り抜きたい。
みんなで繋がって、みんなで持続可能な「well city」をつくりたい。
このまちは、日本で一番ハッピーな場所になる、きっと。



幸田スーパーシティ・エリアマネジメント ～災害に強いひとづくり・なめらかなつながりの構築～

住民目線で包括的に暮らしをサポートするエリアマネジメント組織を構築。

個々のライフスタイルに合った先端的服务を日々アップデート。



エリアマネジメント組織

- まちアプリの導入、運営による自治体、事業者、住民間のコミュニケーション円滑化
- 積極的なイベント企画・開催による、コミュニティ形成の促進と防災意識の向上
- 住民参画による自律的・持続的なエリア価値向上 (KPI管理によるサービスアップデート)

幸田町スーパーシティ

エリアマネジメントサービス

・2021年～22年

防災教育、防災訓練プログラム用意、まちアプリ開発、地域通貨導入準備、エリアマネジメント組織化、KPI検討

・23年～24年

エリアマネジメント組織により三ヶ根150世帯を対象に実証実験。防災拠点、防災倉庫設置 (三ヶ根駅新駅舎内)

・25年～27年

三ヶ根新規住民300世帯を対象にエリアマネジメント組織拡大、防災モール完成、各種サービス実装へ。徐々に周辺自治体へ拡大。



まちアプリの構築費用 1,200万円…中部電力 (株)

エリアマネジメント運営経費 2億円

(防災体育館の運営管理等を含む。業務により幅あり。)

…幸田町 (広域自治体) 新規開発地区住民からの「管理料」

住民の生活を包括的にサポートするエリアマネジメント組織を設立し、先端的技术・サービスと住民との間を取り持ち、対話を継続しながら、まちを住民目線でアップデートし続ける。

①エリアマネジメント組織の組成

- ・中部電力を核とする主要企業、幸田町によりエリアマネジメント組織を組成。地域の安全、安心確保 (防災力) をはじめとした住民生活満足度、エリア価値向上を目的とする。
- ・スーパーレジリエントパーク内にエリアマネジメント組織の拠点を置く。
- ・2030年頃水素ステーション設置するなど、エリア全体について2050カーボンニュートラルを目指す計画を管理する。

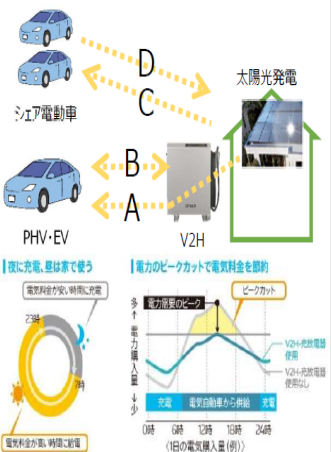
②まちアプリ、地域通貨導入による、コミュニティ形成の促進と地域防災力の向上

- ・各住民が保有するデバイスに自治体からの連絡、まちのイベント情報、学校からの連絡、不審者情報、感染症情報、防災情報などを配信する、「まちアプリ」を開発、導入する
- ・「まちアプリ」からは、オンデマンドバスや自動運転車両の呼び出し、医療・介護サービスの予約、購買活動等、まちのサービス事業者との双方向コミュニケーションも可能な仕様とする
- ・地域力向上につながる活動 (防災サポーターになる、防災訓練参加、高齢者・子ども見守り等) には地域通貨を付与し、まちアプリ内の各種サービス (移動、買い物、行政サービス) に使用可能とする。これらの仕組みによりコミュニティ形成促進、地産地消による地域経済向上、地域防災力向上を図る。(情報銀行により適切な情報管理を行う)

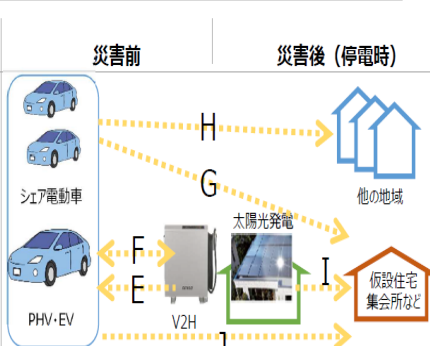
③住民参画による自律的・持続的なエリア価値向上 (KPI管理によるサービスアップデート)

- ・エリアマネジメント組織は、住民自らがまちをより良くするための活動 (防災、防犯、にぎわい創出、高齢者や子どもの見守り、緑化活動など) に自律的に参画できる仕組みを構築する。
- ・幸田町との間で成果報酬連動型契約 (Pay For Success) を導入検討し、毎年各種KPI管理 (防災サポーター数、防災訓練参加者数、太陽光発電設置kW等) 及び住民満足度調査に基づく評価を行うことで、サービス水準をアップデートし、持続的にエリア価値が向上する仕組みとする。

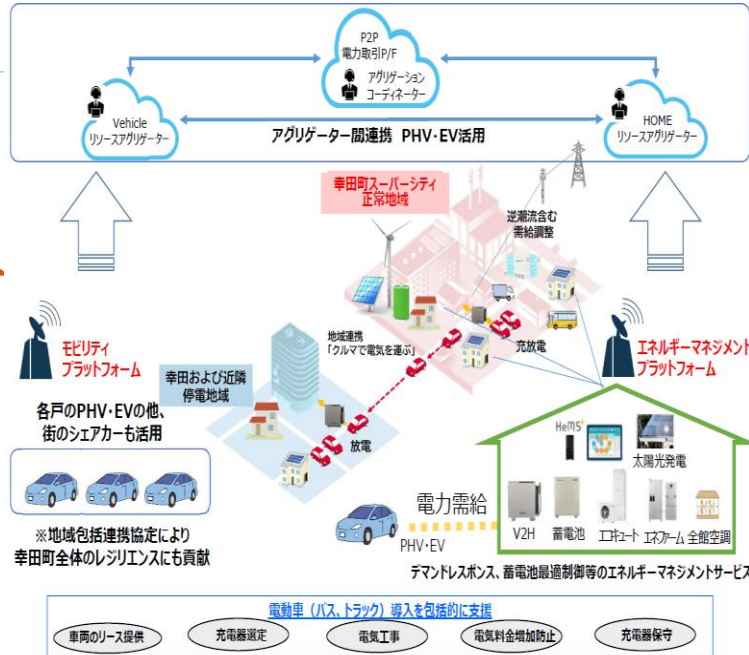
日常



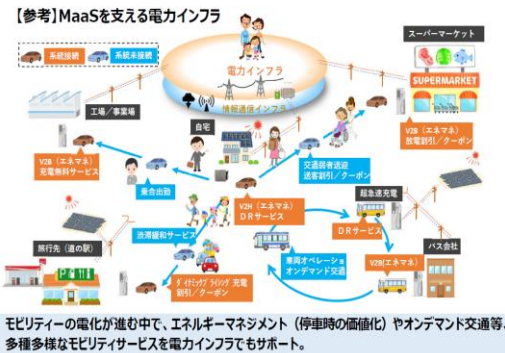
A. 昼のPV発電をEVに蓄電して夜に使う
B. 夜の系統電力からEVに蓄電して昼に使う（平準化）
C. [P2P] PV発電を街のシェア電動車に蓄電
D. [P2P] 利用されていないシェア電動車から夜間の電力供給



E.台風などの進行型災害前に
予めEV、シェア電動車に充電
(気象警報連動)



エネルギーマネジメント



デマンドレスポンスサービス等の一部開始。
機能追加費用は未定

新規宅地の住宅は5~10kWの太陽光発電設備や蓄電池、EV、V2H機器付の住宅とする。豊富な再生可能エネルギーと、下記の先端的サービスを通じて、カーボンフリーと、災害時にも“エネルギーの途切れないまち”を目指す。

① 電動バス、電動トラックの導入支援と、それ活用したエネルギーマネジメント

・自治体や企業の電動バス、電動トラック導入を包括的にサポート。**車両のリース提供や、導入計画の策定、充電器選定、電気設備等の工事、電気料金上昇防止等を支援**することで、電動車の導入を促進。

- ・再生可能エネルギーの発電時間帯に合わせて電動車へ充電することで、地域の再エネを最大限活用

- ・電気使用量の予測と充電制御により電気の基本料金増加を抑制

・災害時、区域内へ外部からのエネルギー供給が途切れた場合でも、電動車を活用してエネルギーを運搬することで、エネルギー使用を継続できる環境を構築する。電動車自体が休憩所や充電拠点にもなる。区域内へのエネルギーが途切れていない場合でも、周辺地域へエネルギーを供給する拠点となる。

②リソースアグリゲーションシステムの構築

・複数の需要家のエネルギーリソースを束ねて制御する、リソースアグリゲーションのしくみを構築。再エネの地域内での有効活用や、需給ひっ迫時の需給バランス安定化につなげる。

③デマンドレスポンスサービスの導入

・区域内のエネルギー供給状況に応じて、電気の利用者が電気の消費パターンを変化させる、「デマンドレスポンス」のサービスを導入。HEMSなどのエネルギーマネジメントシステムを通じて、**住民・事業者の電力需要を自動コントロール**する。

④蓄電池の最適制御

- ・太陽光発電設備で発電した電力をできるだけ多く自家消費できるよう、蓄電池を最適に遠隔自動制御するサービスを導入する。卒FITやFIT価格の低下に伴い、売電価格が安くなった太陽光電力をできるだけ多く自家消費に回すことで、再生可能エネルギーの地産地消と地域の低炭素化、電気料金の低減に貢献。

⑤P2P取引きによる再エネ活用

- ・まち共有の急速充電器を設置し、各戸で発電された再エネを急速充電器へ給電することができるしくみを構築（蓄電池も活用）

幸田町スーパーシティ 幸田 Fail Safe インフラ

～強靱なライフラインの構築～

- ①電線地中化
- ②ガスコージェネ導入
- ③電力供給システムの2回線化
- ④移動式蓄電池等の導入によるマイクログリッド運転支援
- ⑤通信の多重化（LPWA活用）
- ⑥ドローンを活用した電力・ガス・通信・道路等のインフラの設備巡視

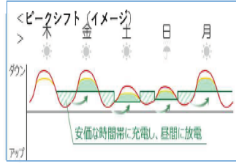


幸田 Fail Safe インフラ（エネルギー・通信等の社会インフラの強化・多重化）

大規模な地震・豪雨・台風などの自然災害の発生時の重要インフラの機能を確保する。防災上の拠点は電力とガスの多重化を図る。

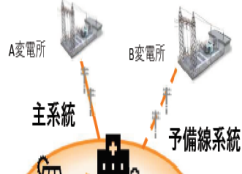
移動式蓄電池（蓄電池・ソーラー含む） を活用したマイクログリッド運転支援

災害時は、災害拠点に移動し、拠点の供給やマイクログリッド運転を必要ピークの吸収や調整力として支援。平常時も、需要ピークシフト設備等として有効活用。



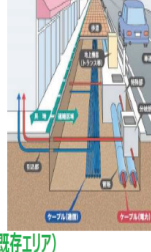
電力供給システムの2回線化

電力を供給する配電系統を2回線（2つの変電所から異なる配電線ルートで供給）することにより、停電リスクを軽減。



電線の地中化（新規開発地）

倒壊電柱による道路閉塞、家屋等の損傷、復旧活動の阻害を防止
・強靱なインフラ設備
・交通空間の確保
・地域の景観形成



多重対策化

停電対応型ガスコージェネ

【平常時】→**燃焼モード**

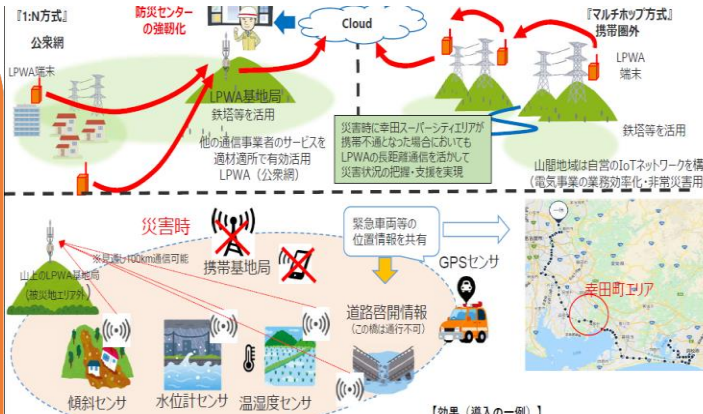
- ・停電対応型のGHPは、非常時でも空調を維持することが可能。
- ・ガスコージェネ発電時の排熱を有効利用し、高効率な発電をすることで省エネ貢献。

【防災時】→**防災モード**

- ・非常時は施設に電気を供給し、行政、避難所機能の維持が可能。

溶接鋼管・ポリエチレン管によるガス供給

（溶接鋼管・ポリエチレン管は東日本大震災でも被害なし）



幸田スーパーシティエリア

名称・用途等の概要	概要・用途等の概要
位置情報の提供	エリア内の河川や道路の水位を監視。上水・下水道の設備や防災・安全の確保
道路状況監視	被災時に橋の損傷状況や通行可否を、周囲からの映像やセンサーからの映像
コンクリートの劣化監視	被災後、コンクリートの劣化状況や通行可否を、周囲からの映像やセンサーからの映像
傾斜センサ	被災時に傾斜センサで傾斜を監視。傾斜の状況を確認
水位計センサ	被災時に水位計センサで水位を監視。水位の状況を確認
温度湿度センサ	被災時に温度湿度センサで温度湿度を監視。温度湿度の状況を確認
GPSセンサ	被災時にGPSセンサで位置情報を監視。位置情報の状況を確認
緊急車両等の位置情報を共有	被災時に緊急車両等の位置情報を共有。位置情報の状況を確認
道路閉鎖情報（この機能は運用不可）	被災時に道路閉鎖情報を共有。道路閉鎖の状況を確認

幸田 Fail Safe インフラ（エネルギー・通信等の社会インフラの強化・多重化）

ドローン（自動飛行）を活用した電力・ガス・通信・道路等の共同設備巡視

定期巡視や災害時の巡視をドローンで行うことによる精度の高い設備保守と設備復旧を迅速化。



各社の保有するドローンに取り付けられたカメラから取得した映像データを分析、統合し、デジタルツイン化。各社の保有するドローンにより撮影された映像データを分析、共有し、道路やインフラの被害状況を地図化、デジタルツイン化。リアルタイムに変化する状況も継続的に反映することで、災害時における迅速・的確な人的、物的支援やインフラ復旧等に役立てる。

- ①スーパーシティ内への電力供給を地中化設備により行い、災害時の**電力途絶リスクを軽減**する。また万が一、地中化設備が損壊した場合に備え、復旧が容易な仮設架空ボールの施工場所をあらかじめ設置しておくこと、および重機搬入路の確保や各種構造物の離隔をあらかじめ定めておくことにより、**早期の電力供給の復旧を図る**。
- ②防災上の拠点に**停電対応型ガスコージェネレーションシステム**を稼働させる。非常時は施設に電気を供給し、行政、避難所機能の維持が可能。また、都市ガス供給においても、耐震性の優れた溶接鋼管・ポリエチレン管を活用。
- ③電力を供給する**配電系統を2回線化**（2つの変電所から異なる配電線ルートで供給）することにより、**停電リスクを軽減**。
- ④**移動式蓄電池**を配備。災害時は、**災害拠点に移動しマイクログリッド運転のための需要ピークの吸収や調整力として活用**。平常時も、**需要ピークシフト設備等として有効活用**。
- ⑤災害時に通信公衆網の断絶により、携帯不通となった場合においても**LPWAの長距離通信**を活かして災害状況の把握・支援を実現する。平常時においても、設備状況の監視や異常を検知した場合においても活用が可能。
- ⑥スーパーシティ内の電力・ガス・通信・道路等各種インフラ設備について、災害時の損壊状況をドローン（無人操縦・自動飛行を含む）で確認し、**被害状況の早期把握**を行う。各社の保有するドローンにより撮影された映像データを分析、共有し、道路やインフラの被害状況を地図化、**デジタルツイン化**。リアルタイムに変化する状況も継続的に反映し、**迅速な人的、物的支援やインフラ復旧等**に役立てる。

先端的サービスの名称	対象分野	サービスの内容	関連する規制・制度改革事項（新たな規制改革の提案、既存の国家戦略特区の特例措置の活用）
幸田スーパーシティ・エリアマネジメントサービス	防災 エネルギー 移動 物流 農業 医療・介護 行政 支払	- エリアマネジメント組織の設立 - まちアプリ、地域通貨導入による、コミュニティ形成の促進と地域防災力の向上 - 住民参画による自律的・持続的なエリア価値向上（KPI管理によるサービスアップデート）	・新規開発地区住民に対し住民税等減免し、その分「管理料」をエリアマネジメント組織の収入とする（税法）
幸田 Fail Safe インフラ	防災 エネルギー	- 電線地中化 - ガスコージェネ導入 - 電力供給系統の2回線化 - 移動式蓄電池等の導入によるマイクログリッド運転支援 - 通信の多重化（LPWA活用） - ドローンを活用した電力・ガス・通信・道路等インフラの設備巡視	- 電気事業法 - 道路上におけるガス工事時の申請手続きの簡素化 - 災害時の道路占用許可の緩和 - 点検時・災害時のドローンの使用（手続きの簡素化等） - ガスメーター（スマートメーター）の検満期間の延長 - LPWA活用：雨量センサや風速センサを正式なデータとして活用する場合に、気象業務法6、9条の緩和が必要
エリアマネジメントの民間開放（道路の占用基準の緩和）	幸田町スーパーシティ地象地区は、ブラウンフィールドとグリーンフィールドが「なめらかにつながる」まちであり、防災をテーマとしたコミュニティづくりが活動の核となることから、公道上や公開空地を活用し、ベンチ設置やイベント開催等を行うエリアマネジメントを実施。 また、地域住民の多世代交流はもとより、障がい者、周辺の自治体や企業群・大学との交流も促進していくこととしており、防災上の障がい者対応の強化、多言語化サイン表示等の外国人労働者や留学生等への対応を公道上に施していく。		

全体事業費（マネタイズ）

総額 約 2 2 1 億円（グリーンフィールド部分の開発費が大半。運営費除き。）※超概算につき、今後、詳細検討により変更あり。

資金計画	産官学金連携による事業費捻出 補助金・交付金 地方創生交付金、社会資本整備総合交付金、国土強靱化等、 融資・民間資金 地方債、政府資金、クラウドファンド、企業先行投資等、 利用者負担・利用料 初期投資負担分、運営管理費負担
投資効果	B／C、カーボンニュートラル、K P I、K G I

土地基盤整備事業	1 1 7 億円
防災公園・防災モール・防災体育館整備費	7 8 億円
インフラ整備事業費	1 2 億円
I T 農業施設関連	8 億円
水素ステーション	4 億円
モビリティ・ヘルスケア関連	1 億円
データ連携整備費	1 億円

注）エリアマネジメント（まちの年間運営費）他 2億円／年